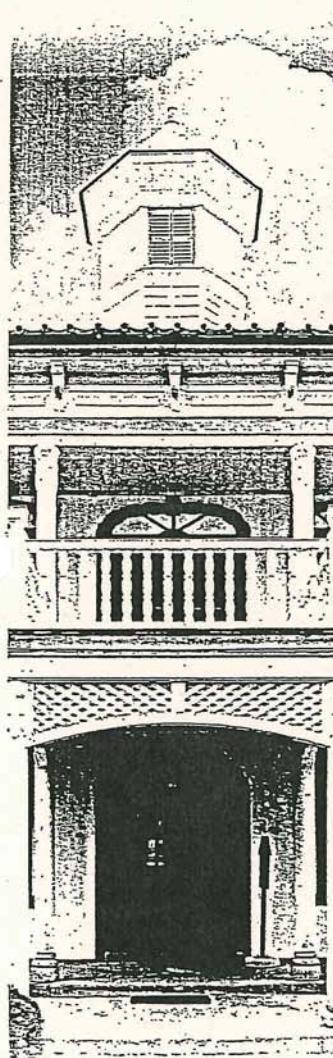


未来に続く、  
佐久らしさの追求と創造

チャレンジ!! Saku\*

第一次佐久市総合計画  
後期基本計画



佐久市

# 1 総合計画の概要

## 1 計画の意義・性格

総合計画は、計画的・効率的なまちづくりを進めるために、市町村が目指す中長期的な目標と、その実現に必要な基本的施策を示す計画です。

第一次佐久市総合計画は、4市町村の合併により平成17年4月1日に誕生した新「佐久市」の最初の総合計画として、合併にあたって策定した「新市建設計画」の基本方針を踏まえて、平成19年度を初年度として策定したものであり、市の施策を展開する上での最上位計画となります。

## 2 計画の構成

第一次佐久市総合計画は、次のように構成されています。

	内 容	計画期間
基本構想	将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明確にするもの	10年間 (平成19年度～平成28年度)
基本計画	基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を計画的に実現するために実施すべき具体的な施策の方向を示すもの	10年間 (平成19年度～平成28年度) (前期5年経過後に見直し)
実施計画	基本計画で示された施策に基づき、具体的に実施する事業概要を示すもので、毎年度の予算編成や事業実施の指針となるもの	3年間 (毎年度見直し)

## 3 後期基本計画の位置づけ

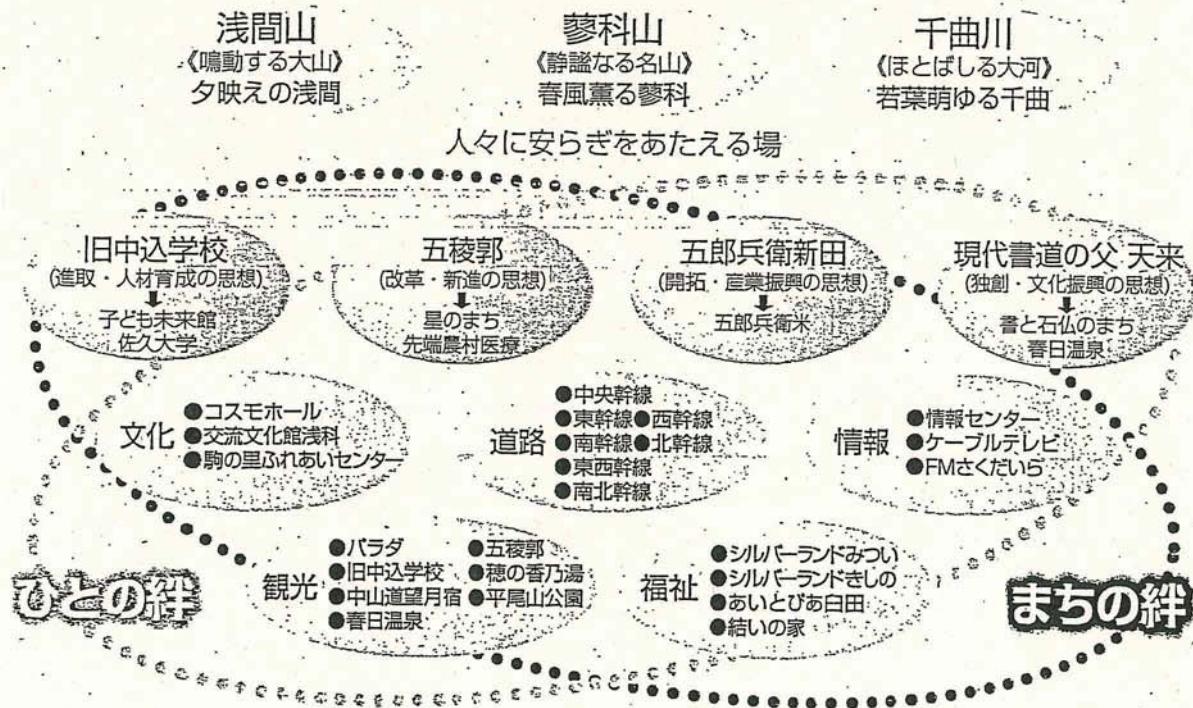
後期基本計画は、基本計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）の前期5年経過に伴いそれを見直し、平成24年度～平成28年度の後期5年間を計画期間として策定するものです。前期5年間の施策の成果の検証と社会経済情勢の変化を踏まえて、後期5年間に実施すべき施策の方向を示すものとなります。

**2****基本構想****基本理念****ひとの絆・まちの絆で築く文化発祥の大地**

私たちは、鳴動する大山浅間山、静謐なる名山蓼科山、ほとばしる大河千曲川の精気を受け、また、佐久平の高燥冷涼な気候、肥沃な大地により、多様な自然と豊かな実り、安らぎ、癒しを万年にわたり享受し、嘗々として歴史を築いてきました。この地に脈打つ、旧中込学校にみる進取の精神や気風、五稜郭にみる新時代をひらく叡智、農村医療にみる命を守る使命感やたゆまぬ努力、五郎兵衛新田にみる開拓の精神、現代書道の父天来にみる独創と先駆けの精神を誇りとし、この志を受け継ぎ、新たな文化の礎として発展させ、未来を担う子どもたちに伝えていかなければなりません。

本市では、これらの個性を尊重しながら共生・融合を図り、市民の一体感を醸成します。そして、安心して豊かに暮らせる新たなふるさと創造を進めるため、美しい自然環境に配慮した幹線道路・交通機関・情報のネットワークを構築します。さらに、この地域間ネットワークを佐久都市圏はもとより全国や世界ネットワークへと繋げることにより、たくましさと優しさを併せ持つ「多機能都市」として、真の地方の時代に立ち向かう魅力ある力強いまちづくりへと歩み始めます。

本市は、「ひとの絆・まちの絆」を基本として、21世紀を担う人材育成や100万経済圏づくりを行い、人や物流、さらに情報の要衝となるべき「21世紀の新たな文化発祥の大地」を目指します。



## 第2節 資源循環型社会の形成

### 環境衛生

#### 前期の主な取り組み

- 平成19年度からごみの排出量は年々減少し、特に1人あたりのごみ排出量の少ない都市のランキングが、人口10万から50万人の都市の中で、平成21年度に全国4位から3位となりました。
- 再資源化推進のため、資源物を、古紙類・缶・布・紙パック類、ペットボトル、雑ビン、軟質系プラスチックの5分別で回収していますが、再資源化率は、平成19年度からほぼ横ばいとなっています。
- うな沢第2最終処分場の残容量が少なくなっていることから、廃棄物の圧縮やリサイクルの徹底などにより最終処分量を減らし、処分場の延命化を図っています。
- 平成29年度稼働を目指し新クリーンセンターを整備するため、公募により建設候補地を決定し、地元合意形成に取り組んでいます。
- 「ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」の施行や「ポイ捨てのない、清潔で美しい都市宣言」を行うなど、ごみの適正処理を図るための啓発を行いました。
- 佐久市堆肥製造センターにおいて、臼田地区の生ごみを堆肥化し、ごみの減量化を図っています。

#### 現状と課題

- 循環型社会形成に向け、市民・事業者・収集運搬業者・再資源化業者との連携により、資源化の促進を図ることが重要です。
- 埋め立てごみの徹底した分別により、うな沢第2最終処分場の可能な限りの延命と、適正な維持管理に努める必要があります。
- 可燃ごみは、佐久クリーンセンター・川西清掃センターにより焼却処理を行っていますが、施設の老朽化などから、新クリーンセンターの早期完成が求められています。
- 不法投棄が減少していないため、不法投棄防止の啓発活動や、行為者の指導強化などを進める必要があります。
- 佐久平環境衛生組合・浅麓環境施設組合・川西保健衛生施設組合で実施しているし尿及び合併処理浄化槽汚泥などの処理を円滑に進める必要があります。

\*ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例：市内により一層の美化と市民のモラルの向上を目的に、ごみのポイ捨てを防止し、清潔で美しいまちづくりに取り組むための基本事項をまとめた条例。  
 \*\*ポイ捨てのない、清潔で美しい都市宣言：市の豊かな自然や美しい環境を次世代に引き継いでいくため、市民が一体となってポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりを行うことを宣言したもの。

## 後期の主な取り組み

### (1) 廃棄物処理対策の推進

- 家庭から排出される生ごみの堆肥化を促進するなど、ごみの減量・再資源化対策に取り組みます。
- 広報活動：出前講座の実施やリサイクルの啓発などにより、ごみ分別の徹底に取り組みます。
- 施設の安定的・効果的な維持管理策を講じ、うな沢第2最終処分場の延命化を図ります。
- 平成29年度に新クリーンセンターの稼働を目指し、早期の地元合意形成を図りつつ、整備を推進します。
- 長野県レジ袋削減スクラム運動の普及やマイバッグ持参の啓発を行うなど、ごみの減量や二酸化炭素削減などの環境保全に対する市民意識を高めます。
- 街頭キャンペーンの実施などの啓発活動及びポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例の運用により、市民が一体となって不法投棄対策の徹底を図ります。

### (2) し尿・汚泥対策の促進

- し尿処理施設の適正な維持管理及び効率的な運営を促進します。

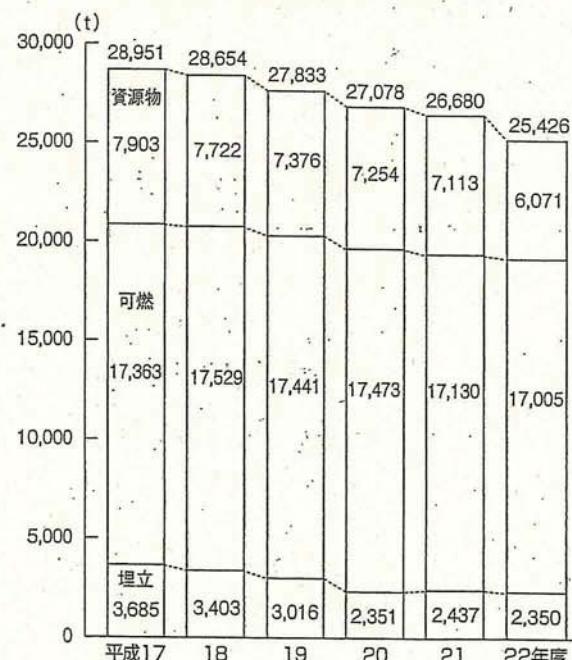
## 目標

項目(単位)	現状値	目標値
家庭系ごみの排出量 (t/年)	21,384 [H21]	19,591
事業系ごみの排出量 (t/年)	5,296 [H21]	4,670

## チャレンジ!!

1人1日あたりのごみ排出量が少ない都市、全国1位を目指します。  
(A 魅力倍増プロジェクト)

### ○ ごみ処理量及び資源物回収量の推移



(資料：生活環境課)

\*長野県レジ袋削減スクラム運動：生活中身近なレジ袋を削減することから、環境にやさしい生活スタイルへの転換を呼びかける運動。

# 佐久地域 循環型社会形成推進地域計画

平成 23 年 8 月

改正 平成 24 年 1 月

改正 平成 25 年 9 月

改正 平成 26 年 12 月

佐久市・軽井沢町・立科町

御代田町・小海町・佐久穂町

川上村・南牧村・南相木村・北相木村

佐久市・北佐久郡環境施設組合

## 佐久地域 循環型社会形成推進地域計画

### 《 目 次 》

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	3
3 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用、再生利用の推進	5
(2) 処理体制	6
(3) 処理施設等の整備	7
(4) 施設整備に関する計画支援事業	8
(5) その他の施策	8
4 計画のフォローアップと事後評価	9
(1) 計画のフォローアップ	9
(2) 事後評価及び計画の見直し	9

### 資料編

# 佐久地域 循環型社会形成推進地域計画

佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町、小海町、  
佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村

平成23年8月30日

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名：長野県佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町、小海町、佐久穂町、  
川上村、南牧村、南相木村及び北相木村

面 積：1,472.96 km<sup>2</sup>

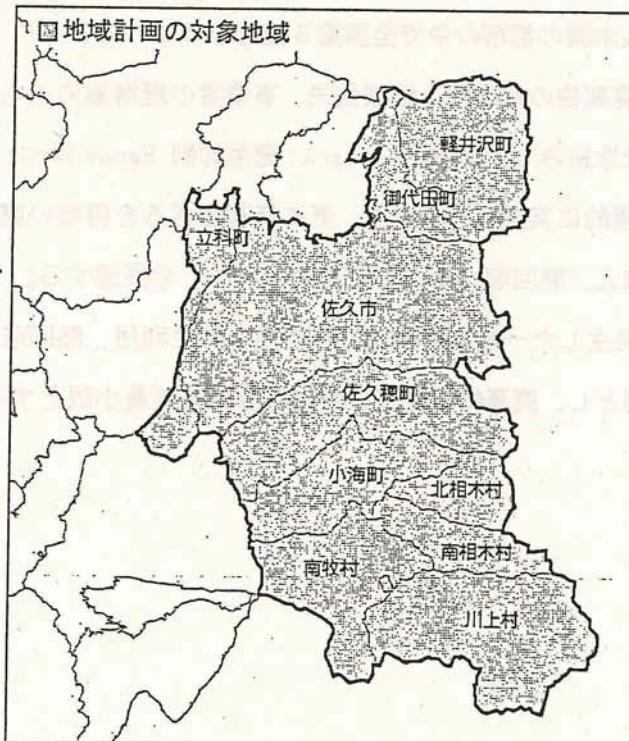
人 口：167,960人（平成23年4月1日現在）

表1 対象地域の内訳

市町村名	佐久市	軽井沢町	立科町	御代田町	小海町	佐久穂町
面積 (km <sup>2</sup> )	423.99	156.05	66.82	58.78	114.19	188.13
人口(人)	100,223	19,043	7,625	14,780	5,073	11,994
市町村名	川上村	南牧村	南相木村	北相木村	合計	
面積 (km <sup>2</sup> )	209.61	133.10	66.03	56.26	1,472.96	
人口(人)	4,080	3,186	1,105	851	167,960	

※人口は長野県毎月人口異動調査結果（平成23年4月1日現在）より

佐久地域（地域計画対象地域）



## (2) 計画期間

本計画は、平成23年度から平成29年度（平成30年3月31日）までの7年間を計画期間とし、8年目の平成30年度を目標年度とする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

なお、本計画の記載対象は廃棄物処理関係とし、し尿処理・浄化槽関係は、各市町村の生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとして取り扱うものとする。

## (3) 基本的な方向

佐久地域は、長野県の東部に位置し、浅間山、八ヶ岳などの山々に囲まれ、中央を南北に千曲川が流れている地勢で、近年、新幹線、高速道など、高速交通網の整備が進められ、都市部を中心に工業、商業、周辺部で農業、観光業等が行われている。

本地域における一般廃棄物の処理は、現在、各市町村において、他市町村との共同処理民間業者への委託処理など、取組みが異なるが、今後、新たな可燃ごみ処理施設の整備に合わせ、処理方法の統一、処理施設の整理統合を進め、効率的な処理体制を構築する。

本地域において、平成21年度の1人1日当たりごみ排出量は415gで、過去5年、概ね横ばい状態で推移し、リサイクル率についても同様の状況である。今後、廃棄物排出量の抑制及び資源化について、更なる取組みの強化が求められている。

なお、中心市である佐久市は、1人1日当たり廃棄物排出量の少なさにおいて、人口規模が10万人以上50万人未満の都市の中で全国第3位となっている。

本地域が目指す一般廃棄物の処理は、地域住民、事業者の理解協力のもと、循環型社会形成推進のための重要な取組み3R（Reduceリデュース：発生抑制 Reuseリユース：再使用 Recycleリサイクル：再生利用）を積極的に実践したうえで、更に焼却せざるを得ない廃棄物についても安全安定な焼却処理に加え、熱回収（サーマルリサイクル）を推進する。

このため、地域内で発生した一般廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順にいずれかの処理を行うことを原則とし、廃棄物の直接、埋立処分は必要最小限とする。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 21 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は、図 1 に示すとおりである。

総排出量は 48,041 t / 年であり、そのうち計画処理量は 47,576t / 年である。再生利用される総資源化量は 12,770t / 年、リサイクル率 [= 総資源化量 ÷ 総排出量] は 26.6% である。

中間処理による減量化量は 29,062t / 年であり、計画処理量の約 61% が減量化され、計画処理量の約 13% に当たる 6,231t / 年が埋立処分されている。

なお、中間処理量のうち焼却処理量は 29,539t / 年で、主な焼却施設において廃棄物焼却に伴い発生する熱は、給湯など、場内外で利用されている。

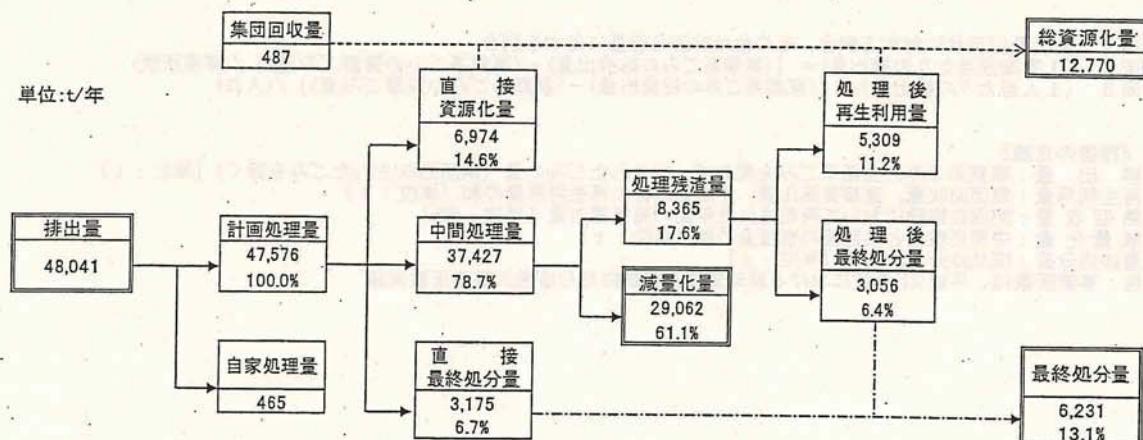


図 1 平成 21 年度における一般廃棄物の処理状況フロー

### (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、表 2 のとおり一般廃棄物の減量化、再生利用に関する目標を定め、各種の施策に取り組んでいく。目標年度の平成 30 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は、図 2 に示すとおりであるが、別添図 1~3 の「指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ」において、人口などは、概ね横ばいの微減傾向である。

今後、目標年度に向けて、より一層、地域住民、事業者の理解協力を得て、循環型社会の実現を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)を積極的に実践する。

そのうえで発生する焼却せざるを得ない廃棄物に加え、従来、最終処分場等で埋立処分をしていた廃棄物の可燃分を中間処理により減容化するとともに、サーマルリサイクルとして熱回収も可能となり、最終処分量の減量化も図れるため、目標値を達成する。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標(単位)		現状(割合※1) (平成21年度)	目標(割合※1) (平成30年度)
排出量	事業系 総排出量 (t)	11,005	10,853 (-1.4%)
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所) ※2	5.3	5.1 (-3.8%)
	家庭系 総排出量 (t)	36,571	33,398 (-8.7%)
	1人当たりの排出量 (kg/人) ※3	152	131 (-13.8%)
合計	事業系家庭系排出量合計 (t)	47,576	44,251 (-7.0%)
再生利用量	直接資源化量 (t)	6,974 (14.6%)	6,798 (15.4%)
	総資源化量 (t)	12,770 (26.8%)	13,640 (30.8%)
熱回収量	熱回収量 年間の発電電力量 (MWh)	-	9,000
減量化量	中間処理による減量化量 (t)	29,062 (61.1%)	28,736 (64.9%)
最終処分量	埋立最終処分量 (t)	6,231 (13.1%)	2,714 (6.1%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は計画処理量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

#### 《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）[単位:t]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位:t]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位:t]

最終処分量：埋立処分された量 [単位:t]

注：事業所数は、平成21年度における焼却施設及び最終処分場搬入事業所数実績

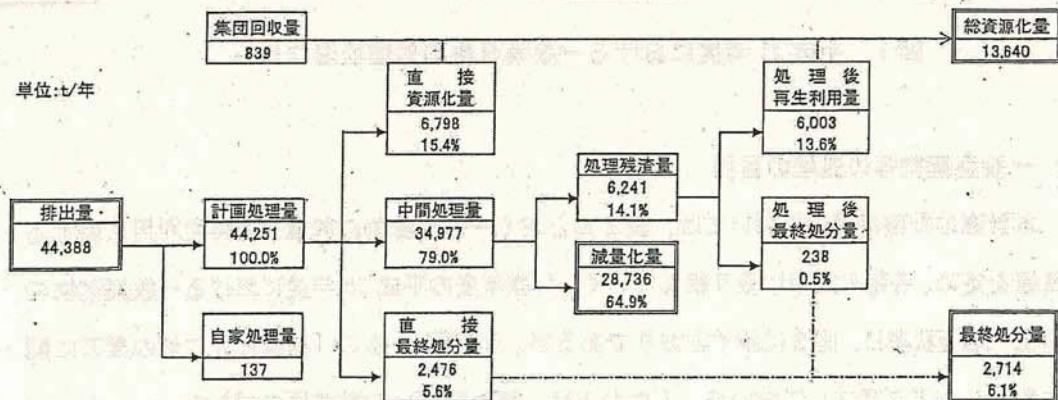


図2 目標達成時(平成30年度)の一般廃棄物の処理状況フロー

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用、再生利用の推進

##### ア 有料化

家庭系ごみ処理の有料化は、ごみを出さない消費生活への有効な誘導策であり排出抑制と費用負担公平性の観点から、本地域でも導入している自治体もあるが今後、中心市である佐久市を始め、未導入の自治体において、地域住民の合意形成、不法投棄増加への対策など、総合的に調査・研究を進め、ごみ減量化方策の一つとして導入を検討する。

また、事業系ごみ処理の有料化は導入されているが、経済活動に起因するものであるので、適正負担の観点から、現行ごみ処理料の見直し等を検討する。

##### イ 環境教育

循環型社会形成推進のため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)について、地域住民の意識向上を図るために学校教育、生涯学習の場等の機会を捉え、環境教育を図る。小学生を中心に地域住民を対象としたごみ処理施設の見学会、環境関係を含む、小学生向け副読本の作成、ごみ処理に関する出前講座の実施など、環境教育を引き続き行う。

##### ウ 普及啓発

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)の普及啓発を図るため、広報誌やホームページ等を活用し、引き続き積極的に情報の提供をする。現在、全世帯に配布されている「ごみの分別手引き」や「ごみ収集カレンダー」等を新たな分別方法に応じ、地域住民にわかりやすい内容に見直す。

##### エ 生ごみの減量推進、処理器等助成

生ごみの堆肥化、水切りによる減量効果、調理くずを減らす方法、食べ物を大事にする啓発等について、広報誌やホームページ等、あらゆる機会を活用し、地域住民へ協力を呼びかけ、生ごみの減量を推進する。

各自治体で取り組んでいる生ごみ処理器等の購入に対する助成については、引き続き実施する。

#### **オ 事業系ごみの適正処理、減量・資源化啓発指導**

事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理することを周知し、家庭系ごみへの混入禁止、資源となる古紙、厨芥類、剪定枝等の混入防止など、適正処理の徹底、減量・資源化の促進を啓発指導する。

#### **カ レジ袋使用削減「マイバッグ持参運動」の推進**

マイバッグ持参運動は、県や関係市町村及び消費者団体等が継続的な取組みを行っており、一部の小売店等では、マイバッグ持参者にポイントを付けるなど、レジ袋の使用削減に積極的に努めている。本地域においても、引き続き、取組みを支援し、マイバッグ持参運動の推進を図る。

#### **キ フリーマーケットの開催支援**

再使用の意識向上を図るため、イベント等におけるフリーマーケットについて、継続開催を支援する。

### **(2) 処理体制**

#### **ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後**

家庭ごみの分別区分及び処理方法について、佐久地域の市町村における現状は表5のとおりである。各市町村において、他市町村との共同処理、民間業者への委託処理など、取組みが異なるが、今後、広域処理による施設の集約化及び効率化を図るため、既存のごみ処理体制を統合整理し、可燃ごみの処理体制を新クリーンセンターに一本化する。

また、従来、最終処分場等で埋立処分をしていたごみの可燃分について、新クリーンセンターの整備により焼却処理が可能となり、サーマルリサイクルとして熱回収を行うため、埋立ごみ量の減量化も図れる。

なお、各自治体で行われている生ごみの堆肥化は、継続して行う。

#### **イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後**

現在、事業系一般廃棄物については、家庭ごみの分別区分に準じ、直接搬入、収集、処分を行っており、今後も同様の処理体制を維持する。

今後、事業系一般廃棄物の排出削減を図るため、一定量を超える排出事業者に

について、事業所における廃棄物の減量化計画の策定及びその実行を求めていく。

また、ごみの分別を徹底させるため、必要に応じ、ごみ搬入時における分別等に関する実地検査を引き続き実施する。

なお、現状において、軽井沢町及び御代田町では、事業所からの生ごみを浅麓汚泥再生処理センターで堆肥化しており、今後も継続していく。

#### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

併せ産廃処理は、廃棄物処理に係る法令、条例等に基づき処理する。

なお、佐久市堆肥製造センターにおいて、産業廃棄物である家畜ふん尿を副資材として生ごみの堆肥化処理をしており、今後も継続していく。

#### エ 今後の処理体制の要点

- 既存のごみ処理体制を統合整理し、新クリーンセンターに一本化する。
- 新クリーンセンターの整備に合わせ、現在、埋立処分中のごみのうち、可燃分を焼却処理し、サーマルリサイクルとして熱回収を行う。
- 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対する減量化計画の策定、及びその実行を求める。
- 併せ産廃処理は、廃棄物処理に係る法令、条例等に基づき処理する。

#### (3) 処理施設等の整備

前項(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

#### ア 廃棄物処理施設

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	新クリーンセンター整備事業	110 t/日	佐久市上平尾 上舟ヶ沢、棚 畠地籍 (民有地、一部 市有地)	H27~H29

※ 現有施設の概要（市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの）、施設規模の算出根拠を添付

#### 【整備理由】

事業番号1 既設焼却施設の老朽化、埋立ごみ量の減量化、熱エネルギーの有効利用促進、広域処理による施設の集約化及び効率化を図るため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	環境影響評価事業	環境影響評価	H23～H26
	現況調査事業	測量調査、地質調査	H24～H26
	敷地造成等設計事業	敷地造成等設計	H24～H27
	技術指導相談事業	技術指導相談	H24～H27
	発注仕様書作成等事業	発注仕様書作成等	H24～H27
	用地取得関連事業	用地取得関連	H26～H27

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大

現在、各自治体で行っている生ごみの堆肥化については、可燃ごみの減量化に大きく貢献していることから、今後も、広報誌やホームページ等で生ごみ堆肥化の周知に努め、生産堆肥の需要拡大を積極的に図る。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電品のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発に努める。

ウ 不法投棄対策

ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に向け、広報誌やケーブルTV、コミュニティFMなどの媒体を通じ、地域住民の意識啓発を図る。

不法投棄やポイ捨てが繰り返される場所については、地元住民の協力を得ながら、定期的なパトロールなど、監視活動を強化し、不法投棄禁止看板を設置するなど、未然防止に努める。更に原因者が特定された場合は、警察への情報提供、告発など厳しい姿勢を示すことにより、発生抑制を図る。

また、住民参加による一斉清掃の他、行政区、事業所、ボランティアグループ等が自主的に行っている環境美化活動は、不法投棄をしづらい環境づくりにつながる

ことから、こうした活動を引き続き積極的に支援していく。

なお、中心市である佐久市は、平成22年9月、ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例及び施行規則が制定され、平成23年4月から本格施行されている。

## エ 災害時の廃棄物処理

災害時における廃棄物処理については、各自治体の地域防災計画等に掲げられている廃棄物の処理活動計画に基づき適切かつ迅速な処理に努める。処理能力を上回る廃棄物が発生した場合は、民間処理施設並びに周辺自治体への処理要請を行う。このため、災害時に備え、ごみ処理の広域的な相互応援体制の構築を図る。

※ 廃棄物仮置場……各地区最終処分場、新クリーンセンターの他、状況に応じ、未利用の公共用地を活用する。

※ 廃棄物の処分……原則的には、平常時におけるごみ処理と同様の分別区分により処理を行い、分別が困難な場合は、可能な限り焼却処理を行い、埋立処分は最小限にとどめる。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本計画は、毎年、その進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて長野県及び国と意見交換をしつつ、進捗の阻害となる要因を取り除くことにより計画の実行に努める。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめた時点で、速やかに本計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期の計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、本計画を見直すものとする。

表5 佐久地域各市町村 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状

(単位:t/年)

市町村名	佐久市	現状(平成21年度)						小海町
		分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	処理方法	処理施設等	
古紙類(容り法対象含む)	委託(生久、白田地区)川西不燃物処理施設(地科、豊月地区)	4,69	774	委託	317	333		252
缶	510	64	川西不燃物処理施設	19	73			9
布	652	44		3	47			1
ペットボトル	147	70	リサイクル	19	リサイクル	委託	13	9
ガラス類(ビン)	543	315		71	84	委託	19	19
プラスチック類(容り法対象含む)	892	308		75				28
白色トレイ	—	0		4				1
紙パック	2	0		2				0
生ごみ	(639)	燃やせるごみに含む	焼却	川西清掃センター	206	埋立	草刈久保最終処分場	燃やせないごみに含む
燃やせるごみ	佐久クリーンセンター	佐久クリーンセンター	4,386	焼却	1,190	焼却	草刈久保最終処分場	345
燃やせないごみ(その他のごみ含む)	川西清掃センター	12,121	焼却	川西不燃物処理施設最終処分場等	697	焼却	草刈久保最終処分場	382
粗大ごみ	うなづ第2最終処分場等	2,409	破碎選別	698	破碎選別	井戸沢最終処分場	埋立	137
	民間処理施設				70			
	うなづ第2最終処分場等							
	直接投入	破碎選別	186	破碎選別	46	破碎選別	委託	19
	埋立						直接輸入	有料回収
							民間業者	民間業者

市町村名	佐久市	現状(平成21年度)						北相木村
		分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	処理方法	処理施設等	
古紙類(容り法対象含む)	委託	408	リサイクル	140	リサイクル	128	リサイクル	55
缶	69	—	委託	21	委託	15	委託	7
布	59	—		—	—	—	—	—
ペットボトル	14	7	有料回収	2	—	—	リサイクル	0
ガラス類(ビン)	72	39	民間業者	5	—	—	委託	1
プラスチック類(容り法対象含む)	138	20	リサイクル	22	リサイクル	26	リサイクル	2
白色トレイ	0	1	委託	1	—	—	—	—
紙パック	—	—	自家処理	—	—	—	自家処理	0
生ごみ	燃やせるごみに含む	自家処理	—	—	—	—	—	—
燃やせるごみ	焼却	1,433	焼却	229	焼却	172	焼却	118
燃やせないごみ(その他のごみ含む)	清掃センター	100	退別	川上村・南牧村共同焼却施設	32	退別	委託	14
粗大ごみ	埋立	45	有料回収	川上村最終処分場等	11	有料回収	民間業者	7
	民間業者						有料回収	民間業者

表5 佐久地域各市町村 家庭ごみの分別区分と処理方法の今後

市町村名		目標(平成30年度)								目標(平成30年度)									
分別区分		佐久市		處理方法		處理施設等		處理計画		處理方法		處理施設等		處理計画		處理方法		處理施設等	
古紙類(容り法対象含む)	委託(佐久、白由地区)川西不燃物処理施設(深谷地区)	3,823	リサイクル	562	豊田町じん井処理場	729	川西不燃物処理施設	79	委託	250	リサイクル	4722	リサイクル	4722	リサイクル	232	リサイクル		
缶	委託(佐久、白由地区)川西不燃物処理施設(深谷地区)	719	リサイクル	162	豊田町じん井処理場	411	川西不燃物処理施設	15	委託	15	リサイクル	78	リサイクル	78	リサイクル	0	リサイクル		
布	リサイクル	598	リサイクル	598	豊田町じん井処理場	66	リサイクル	2	委託	66	リサイクル	50	リサイクル	50	リサイクル	1	リサイクル		
ペットボトル	リサイクル	983	リサイクル	—	豊田町じん井処理場	297	リサイクル	16	委託	66	リサイクル	90	リサイクル	90	リサイクル	8	リサイクル		
ガラス類(ビン)	リサイクル	—	リサイクル	983	豊田町じん井処理場	288	リサイクル	59	委託	59	リサイクル	143	リサイクル	143	リサイクル	18	リサイクル		
プラスチック類(容り法対象含む)	リサイクル	—	リサイクル	—	豊田町じん井処理場	0	リサイクル	3	委託	3	リサイクル	1	リサイクル	1	リサイクル	26	リサイクル		
白色トレイ	リサイクル	3	リサイクル	3	豊田町じん井処理場	0	リサイクル	0	委託	0	リサイクル	1	リサイクル	1	リサイクル	1	リサイクル		
紙パック	リサイクル	—	リサイクル	—	豊田町じん井処理場	(928)	新クリーンセントラル	燃やせるごみに含む	焼却	新クリーンセントラル	燃やせるごみに含む	堆肥化	満開汚泥再生処理センター	1	新クリーンセントラル	0	新クリーンセントラル		
生ごみ	リサイクル	10,552	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	4,121	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	267	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	0	新クリーンセントラル		
燃やせるごみ	リサイクル	1,718	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	244	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	1,096	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	336	新クリーンセントラル		
燃やせるごみ(中間処理後、埋立処分中の可燃分)	リサイクル	1,718	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	102	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	42	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	65	新クリーンセントラル		
燃やせないごみ(その他のごみ含む)	リサイクル	294	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	102	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	51	埋立	井戸戸田最終処分場	61	埋立	新刈久保最終処分場		
粗大ごみ(中間処理後の残渣を含む)	リサイクル	632	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	632	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	19	破碎選別	新クリーンセントラル	燃やせるごみに含む	315	有料回収		
直営機器入	リサイクル	—	リサイクル	—	新クリーンセントラル	—	新クリーンセントラル	—	委託	—	新クリーンセントラル	—	埋立	新クリーンセントラル	民間業者	—	民間業者		
市町村名		佐久穂町								川上村									
分別区分		佐久穂町		處理方法		處理施設等		處理計画		處理方法		處理施設等		處理計画		處理方法		處理施設等	
古紙類(容り法対象含む)	委託	296	リサイクル	50	リサイクル	42	リサイクル	19	委託	123	リサイクル	19	リサイクル	15	リサイクル	125	リサイクル	41	リサイクル
缶	リサイクル	10	リサイクル	10	リサイクル	—	リサイクル	—	有料回収	6	リサイクル	2	リサイクル	—	リサイクル	5	リサイクル	5	リサイクル
布	リサイクル	52	リサイクル	100	リサイクル	18	リサイクル	34	委託	18	リサイクル	21	リサイクル	25	リサイクル	0	リサイクル	1	リサイクル
ペットボトル	リサイクル	0	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	1	委託	1	リサイクル	1	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル
ガラス類(ビン)	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	有料回収	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル
プラスチック類(容り法対象含む)	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	自家処理
白色トレイ	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	自家処理
紙パック	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	自家処理
生ごみ	リサイクル	1,195	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	222	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	162	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	99	焼却	新クリーンセントラル	
燃やせるごみ	リサイクル	67	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	17	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	24	焼却	新クリーンセントラル	新クリーンセントラル	5	焼却	新クリーンセントラル	
燃やせるごみ(中間処理後、埋立処分中の可燃分)	リサイクル	24	埋立	埋立	埋立	7	埋立	埋立	民間業者	3	埋立	3	埋立	3	埋立	5	埋立	5	埋立
燃やせないごみ(その他のごみ含む)	リサイクル	26	有料回収	民間業者	有料回収	9	有料回収	民間業者	自家処理	9	有料回収	9	有料回収	4	有料回収	4	有料回収	4	有料回収
粗大ごみ(中間処理後の残渣を含む)	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	リサイクル	—	リサイクル	—	リサイクル	—	自家処理	—	自家処理

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成23年度）

1 地域の概要

(1)地域名 佐久地域	佐久市、蛭井沢町、立科町、御代田町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村	(2)地域内人口 167,960人 （入日 奄美半島） 面積 豪雪過疎	(3)地域面積 1,472.96km <sup>2</sup> 離島 山村その他
(4)構成市町村等名	(5)地域の要件		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：佐久市、蛭井沢町（佐久市・蛭井沢町清掃施設組合 設立年月日 昭和55年8月19日） 佐久市、立科町、東御市（川西保健衛生施設組合 設立年月日 昭和56年4月1日） 佐久市、御代田町、蛭井沢町、小諸市（浅瀬環境施設組合 設立年月日 昭和39年3月27日） 佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村、南佐久環境衛生組合（南佐久郡環境施設組合 設立年月日 平成26年10月1日） 佐久市、蛭井沢町、立科町、御代田町（佐久市・北佐久郡環境施設組合 設立年月日 平成26年10月1日）		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量に対する割合※1）					目標（※1）
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン) 1事業所当たりの排出量 (t/年類別)	10,528 4.8	12,032 5.4	11,272 4.6	11,759 4.9	11,005 5.3
	家庭系 総排出量 (トン) 1人当たりの排出量 (kg/人)	39,214 151	38,644 149	38,294 150	35,825 146	36,571 152
	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	49,742 14,595(29.3%)	50,676 13,789(27.2%)	49,566 14,411(29.1%)	47,584 12,374(26.0%)	47,576 12,770(26.8%)
再生利用率	直接資源化量 (トン) 総資源化量 (トン)	9,289(18.7%) 14,595(29.3%)	8,814(17.4%) 13,789(27.2%)	6,976(14.1%) 14,411(29.1%)	7,129(15.0%) 12,374(26.0%)	6,974(14.6%) 12,770(26.8%)
熱回収量	熱回収量 年間の発電電力量 (MWh)	—	—	—	—	—
最終処分量	中間処理による減量化量 中間処理前後の差 (トン) 埋立最終処分量 (トン)	28,080(56.5%) 7,948(16.0%)	29,923(59.0%) 7,458(14.7%)	27,995(56.5%) 8,001(16.1%)	29,459(61.9%) 6,119(12.9%)	29,062(61.1%) 6,231(13.1%)
※1 排出量は現状(平成21年度)に対する割合、その他は排出量(計画処理量)に対する割合						28,736(64.9%) 2,714(6.1%)
※2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付						9,000

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定(1)

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力	開始年月	更新、廃止 予定年月日	更新、廃止、 新設理由	形式及び処理方式	施設竣工 予定期間	
高効率ごみ 発電施設	佐久市・北佐久郡環境施 設組合 (新クリーンセンター)	→	—	—	—	H30年3月新設 予定	老朽化、施設 集約、熱回収等 一効率回収等	全連続燃焼式 バーナ式	H30年3月	110t/日 (55t/日 ×2炉)
エネルギー 回収推進施設	佐久市・軽井沢町 清掃施設組合 (佐久クリーンセンター)	焼却 流動床式	有	120t/日 (60t/日×2炉)	S59年4月					
	川西保健衛生施設組合 (川西清掃センター)	焼却 バーチカル式	有	20t/日 (10t/日×2炉)	S56年12月	新クリーンセンターに 統合後、段階的 に解体撤去 廃止予定				
	小海町 (草刈久保焼却施設)	焼却 固定床式	有	1, 98t/日	H14年12月					
	川上村・南牧村 (共同焼却施設)	焼却 固定床式	有	1, 59t/日	H14年10月					
	佐久市	アラカンツ 圧縮梱包機	有	4, 5t/日	H15年4月	継続				
		堆肥製造 センター	有	生ごみ13t/日 家畜ふん尿	H13年6月	継続				
マテリアル リサイクル 施設	軽井沢町	破碎・圧縮 選別・梱包	有	粗大ごみ:10t/日 ガラス破碎:2t/日 缶選別:4t/日 ベックト梱包:1t/日 アラカンツ梱包:1t/日	H11年4月 S59年4月 H11年4月 H20年4月	継続				
	川西保健衛生施設組合	破碎・圧縮	有	金属ブレス:8t/日 ガラス破碎:32t/日	S56年12月	継続				
	佐久穂町	破碎・圧縮 選別・梱包	有	二輪せん断:4, 7t/日	H14年3月	継続				
				2t/日	S54年10月	継続				

一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定(2)

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		型式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力	開始年月	予定年月日	更新、廃止 形式及び処理方式	
汚泥再生処理センター	浅間環境施設組合	高負荷脱窒 素処理等	有	し尿:74kL/日 淨化槽汚泥:49kL/日 下水道汚泥:33t/日 生ごみ:19t/日	H18年10月	継続		
	佐久市	管理型 最終処分場	有	148,000m <sup>3</sup>	H15年4月	継続		
	川西保健衛生施設組合	安定型 最終処分場	有	241,920m <sup>3</sup>	S54年10月	継続		
	御代田町	管理型 最終処分場	有	39,000m <sup>3</sup>	H5年4月	継続		
	小海町	管理型 最終処分場	有	30,670m <sup>3</sup>	H8年11月	継続		
最終処分場	川上村	安定型 最終処分場	有	82,655m <sup>3</sup>	S62年4月	継続		
	南牧村	管理型 最終処分場	有	42,255m <sup>3</sup>	S57年4月	継続		
	南相木村	安定型 最終処分場	有	2,420m <sup>3</sup>	H9年4月	継続		
	北相木村	安定型 最終処分場	有	20,000m <sup>3</sup>	S57年4月	H25年10月 廃止	埋立終了	
				3,060m <sup>3</sup>	S50年4月	H23年3月 廃止	埋立終了	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付

様式 2

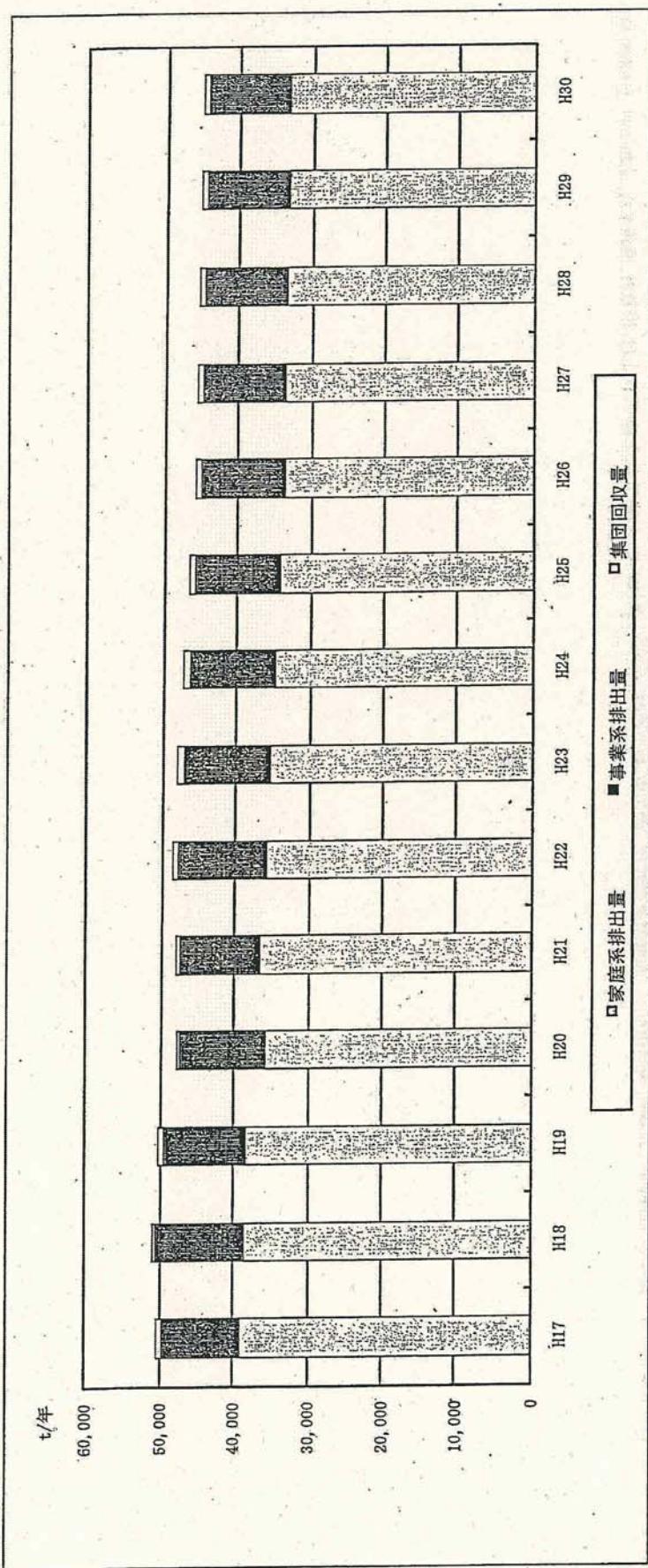
循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成23年度)

事業種別	事業名稱	事業主体 登録 番号 ※1	事業 登録 番号 ※2	規模	経営実績(千円)						交付対象事業費(千円)								
					基業期間 開始 終了	年次	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
○熱回収等に関する事業					8,207,592									7,276,101					
高効率ごみ焼却施設	佐久市・北佐久 組合	1	久野田焼却施設 組合	110 ヶ日	26	29	8,207,592							2,968,806	2,239,977	2,618,204	380,603	380,603	
○施設設備に附する料金支取に関する事業	佐久市・北佐久 組合	31	久野田焼却施設 組合	23	26	223,909	770	27,946	63,671	100,092	10,476	10,476	189,493	770	26,352	82,279	100,092		
合計							8,431,501	770	27,946	63,671	400,695	2,628,680	2,250,453	2,379,284	7,465,594	770	26,352	82,279	405,266
																		2,312,480	
																		1,970,921	
																		2,627,526	

※1：事業番号については、計画本文3（3）表3及び（4）表4に示す事業番号及び様式3の事業番号と一致する。

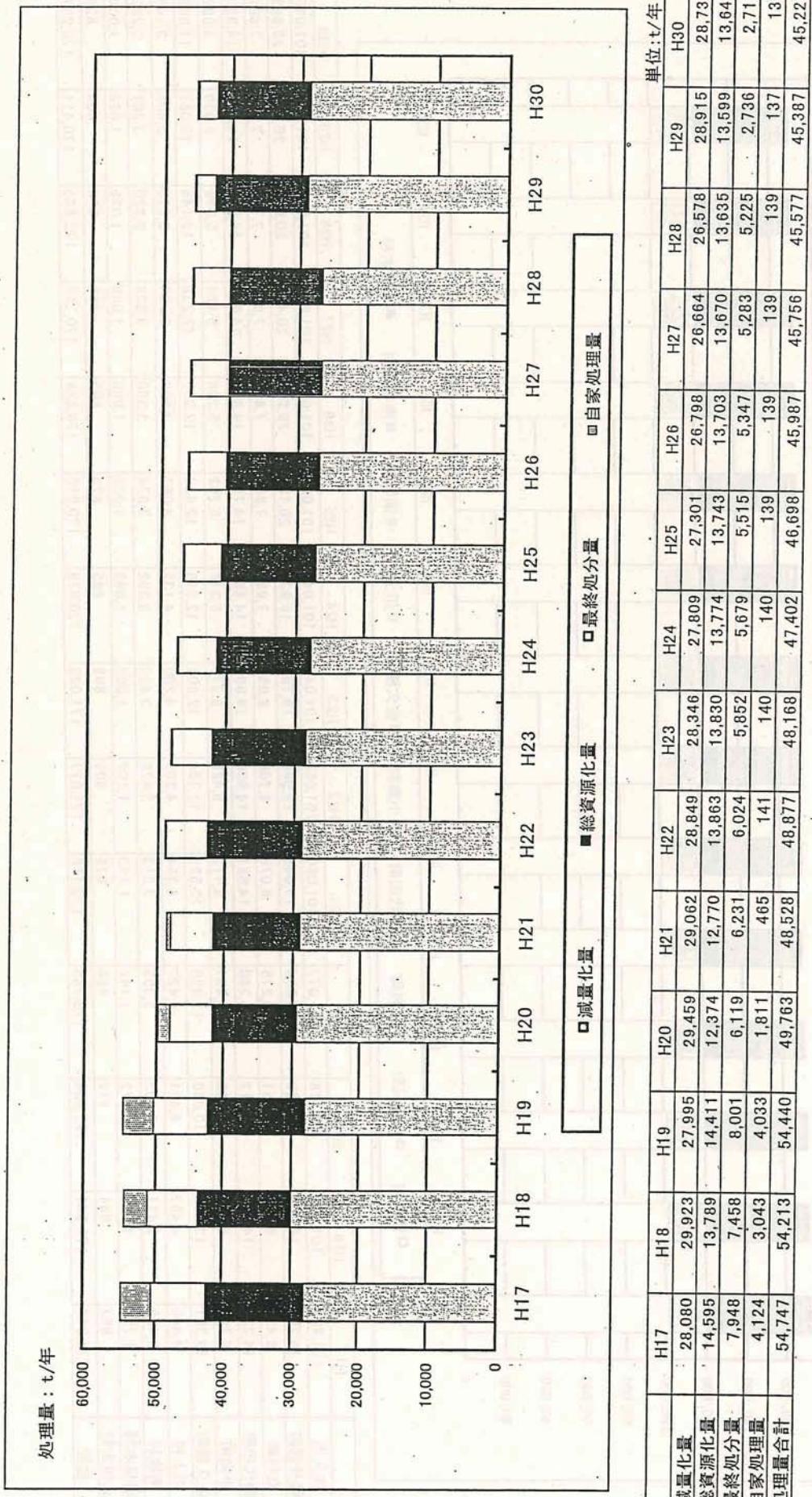
※2：一部事務組合構成市町：佐久市、堅井沢町、立科町、御代田町、御代田町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村（10市町村）

別添図1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

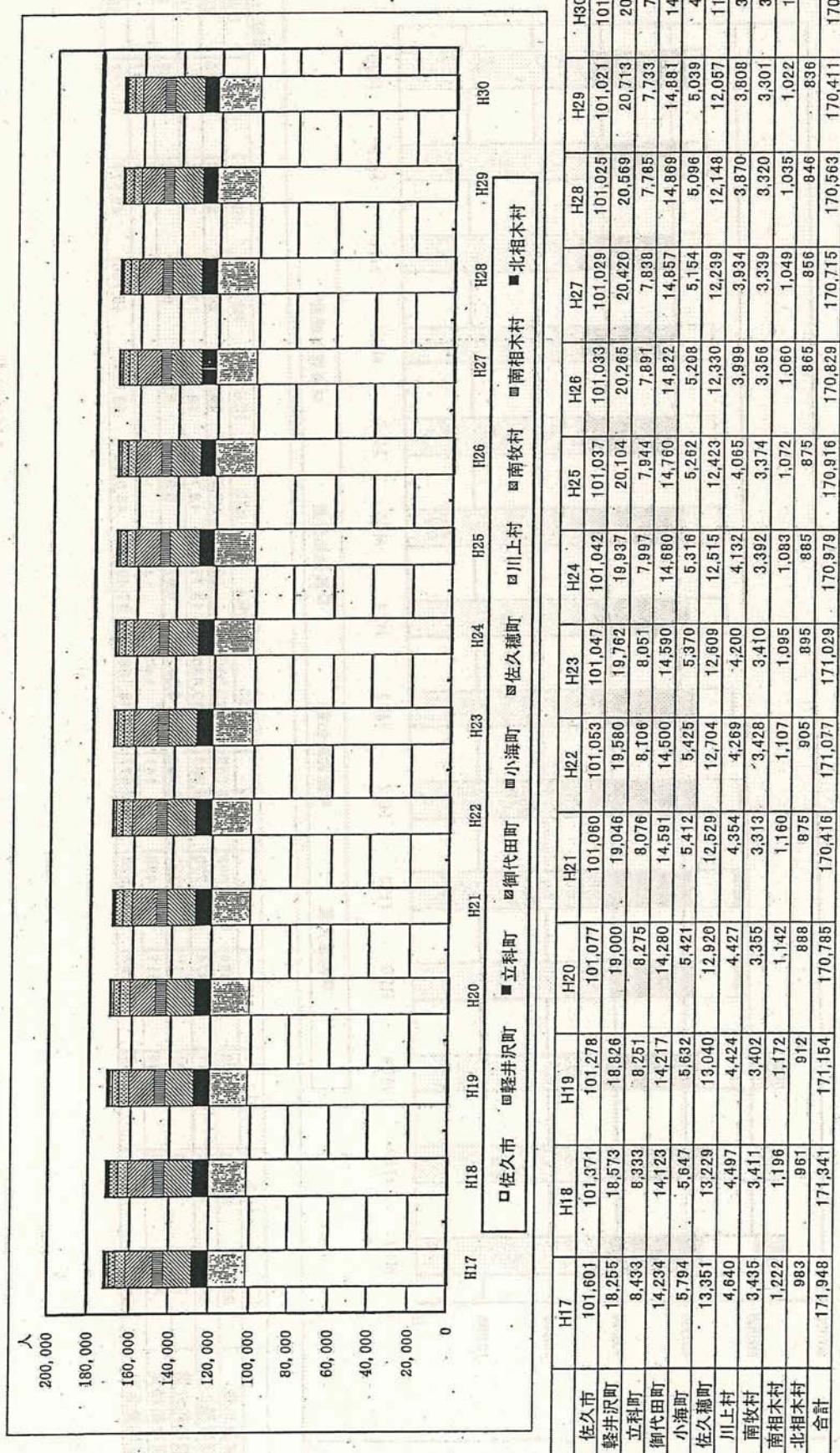


	単位:t/年													
家庭系排出量	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	39,214	38,644	38,294	35,525	36,571	35,934	35,423	34,878	34,377	33,870	33,720	33,611	33,493	33,398
事業系排出量	10,528	12,032	11,272	11,759	11,005	11,973	11,774	11,551	11,347	11,141	11,059	10,969	10,919	10,853
集団回収量	881	494	841	368	487	829	831	833	835	837	838	838	839	839
排出量合計	50,623	51,170	50,407	47,952	48,063	48,736	48,028	47,262	46,559	46,848	45,617	45,438	45,250	45,090

別添図2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



別添図3 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



## 様式 3

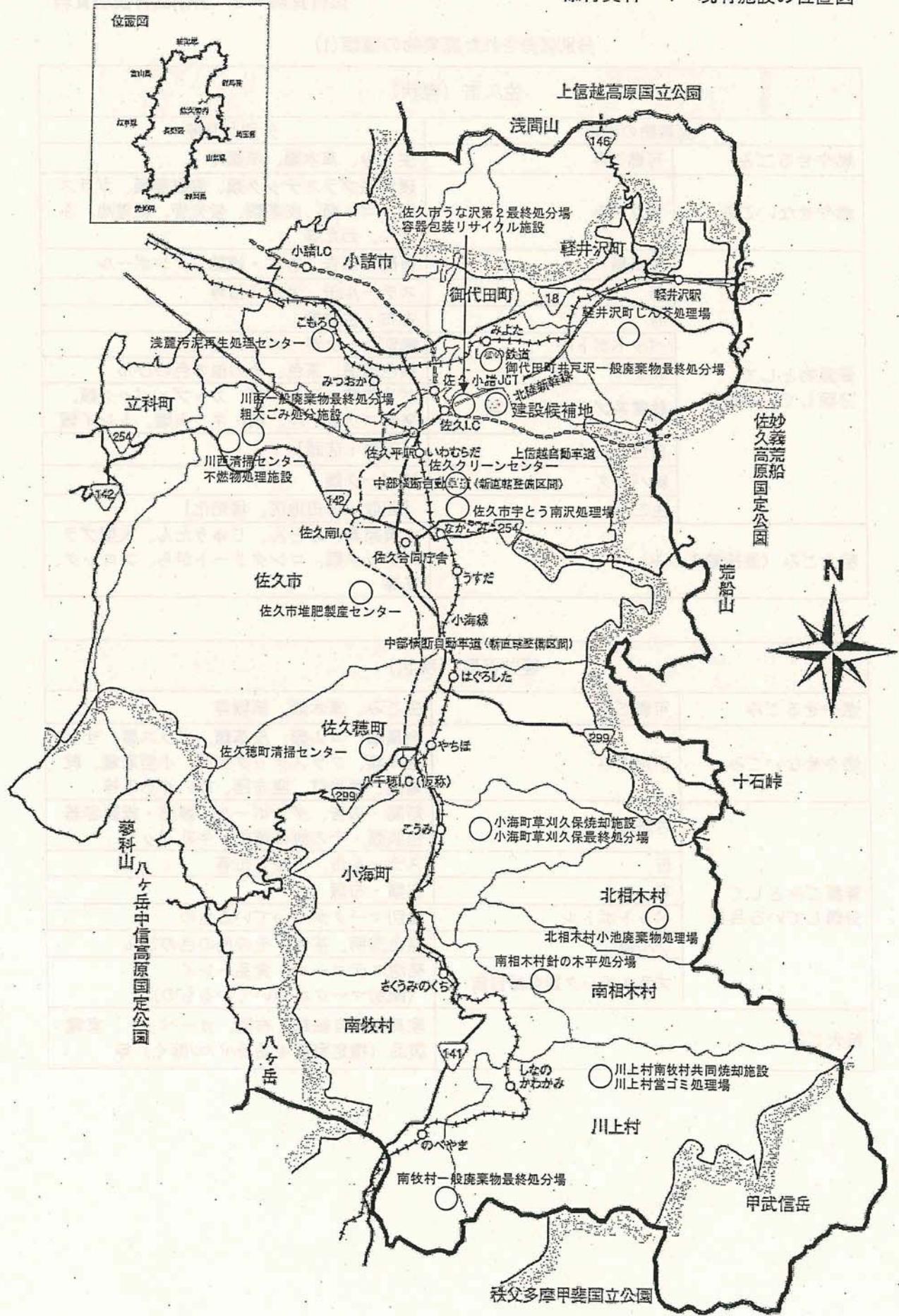
## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	平成23年度 交付金 交付期間		交付金 必要の 有無	事業、計画							備考	
					開始	終了		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
発生抑制、再使用、再生利用の推進に関するもの	11	有料化	家庭系処理に係る有料化導入の調査研究、事業系処理料の見直し等検討	各自治体	H23	H29										
	12	環境教育	地域住民の3R意識向上を図るごみ処理施設の見学会、出前講座等実施	各自治体	H23	H29										
	13	普及啓発	広報誌等活用による3R情報提供、ごみ分別手引・ルール・見直し配布	各自治体	H23	H29										
	14	生ごみ減量推進、処理器等助成	広報誌等活用による生ごみ地肥化、水切り等に係る情報提供、処理器等助成	各自治体	H23	H29										
	15	事業系ごみ適正処理減量化等啓発指導	事業系ごみに係る適正処理、減量・資源化的啓発指導	各自治体	H23	H29										
	16	リバブル使用削減「マイバック持参運動」推進	リバブル使用を削減する「マイバック持参運動」推進	各自治体	H23	H29										
	17	イベント等フリーマーケット	再使用意識向上を図るイベント等フリーマートの継続開催を支援	各自治体	H23	H29										
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別収集の検討	効率的な分別収集の検討	各自治体	H23	H29										
処理施設の整備に関するもの	1	高効率ごみ発電施設に係る事業	新クリーンセンター整備事業	佐久市・北佐久郡環境施設組合	H27	H29	O									
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	計画支援事業	環境影響評価、現況調査、敷地造成等設計、技術指導相談、発注仕様書作成等、用地取得関連	佐久市・北佐久郡環境施設組合	H23	H27	O									
その他	41	再生利用品の需要拡大	広報誌等活用による生産地肥の周知	各自治体	H23	H29										
	42	廃家電のリサイクル	関連団体・小売店等と協力、普及啓発	各自治体	H23	H29										
	43	不法投棄対策	広報誌等活用による対策啓発等	各自治体	H23	H29										
	44	災害時の廃棄物処理	廃棄物処理活動計画に基づく処理等	各自治体	H23	H29										

※1 处理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

添付資料

#### 添付資料一 1 現有施設の位置図



添付資料-2 分別区分説明資料

分別区分された廃棄物の種類(1)

佐久市 (現状)		
廃棄物の種類		分別品目等
燃やせるごみ	可燃ごみ	生ごみ、草木類、紙類等
燃やせないごみ	埋立ごみ	硬質系プラスチック類、陶磁器類、ガラス類、ゴム類、皮革類、蛍光管、乾電池、ふとん、わた等
資源物として分類している品目	古紙類	新聞・広告、古本・雑誌、ダンボール
	缶	スチール缶、アルミ缶等
	布	古布・古着類
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	雑びん	無色透明、茶色、その他の色のびん
	軟質系プラスチック類	ポリ包装・ラベル類、カップ・パック類、発泡スチロール、網・ネット類、トレイ類
	白色トレイ	【回収：店頭】
	紙パック	紙パック類
	生ごみ	【回収：白田地区、堆肥化】
	粗大ごみ（直接搬入のみ）	木製家具、ふとん、じゅうたん、大型プラスチック類、コンクリートがら、ブロック、瓦等

軽井沢町 (現状)		
燃やせるごみ	可燃ごみ	生ごみ、草木類、紙類等
燃やせないごみ	不燃ごみ	金属類、ゴム類、皮革類、ガラス類、せともの類、プラスチック製品、小型家電、乾電池、蛍光灯、座布団、ぬいぐるみ等
資源ごみとして分類している品目	古紙類	新聞・広告、ダンボール、雑誌・紙製容器包装類・その他の雑紙、牛乳パック
	缶	スチール缶、アルミ缶等
	布	衣類・布類
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	びん類	無色透明、茶色、その他の色のびん
	プラスチック製容器包装	発泡スチロール：食品トレイ (識別マークがついているもの)
	粗大ごみ	家具類、自転車、布団、カーペット、家電製品（指定家電4品目バッソ除く）等

分別区分された廃棄物の種類(2)

立科町 (現状)		
燃やせるごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、おもちゃ、靴、プラスチック製品、木類、紙類等
燃やせないごみ	不燃ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、小型家電等
資源ごみとして分類している品目	リサイクル用紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パック
	缶類	アルミ缶、スチール缶
	衣類	ワイシャツ、ポロシャツ、Tシャツ、浴衣、ズボン、スカート※着用できるもの（汚れていないく、穴のあいてないもの）
	容器包装プラ類	ペットボトル
		発泡スチロールトレイ（白色）
		容器包装プラスチック・ビニール
	ビン類	無色透明、茶色、その他の色のビン
粗大ごみ		家具類、自転車、布団、家電製品（指定家電4品目バッソ除く）等
有害ごみ・危険ごみ		乾電池、蛍光管、ライター

御代田町 (現状)

廃棄物の種類		分別品目等
燃やせるごみ	可燃ごみ	紙屑、草木類、紙おむつ、皮革類、雨ガッパ、ぬいぐるみ、保冷剤、まくら、ビニールひも、酒紙パック、使捨てカイロ等
燃やせないごみ	埋立ごみ	陶磁器、食器、植木鉢、アルミホイル、ゴム長靴、おもちゃ、ランドセル、ビデオテープ、カセットテープ、CD・DVD、バケツ、歯ブラシ等
資源物として分類している品目	古紙類	ダンボール、新聞・広告、雑誌・古本、紙パック、雑紙
	缶類	スチール缶、アルミ缶、プルトップ缶ふた
	古布・古着	古布・古着
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	ガラスビン	茶色、無色透明、その他の色のビン
	プラスチック製容器包装	ボトル類、ポリ袋、ラップ類、カップ、パック類、トレイ類、網、ネット類、フタ類、緩衝材（発泡スチロール）
	白色トレイ	食品用白色トレイ
	生ごみ	【回収：全地区、堆肥化】
	可燃ごみ	布団、木製家具類、ジュウタン、カーペット、マットレス、木屑等
	不燃ごみ	自転車、ストーブ、ガスコンロ、家電製品（指定家電4品目バッソ除く）、金属類等
有害ごみ		乾電池、蛍光管、体温計

分別区分された廃棄物の種類(3)

小海町 (現状)		
燃やせるごみ	可燃ごみ	紙類（紙屑、紙おむつ、酒パック、アルミコーティング容器）、プラスチック類（パック類、チューブ類、ボトル類）、軍手、帽子、ぬいぐるみ、靴下、毛布、座布団、綿入り布等
燃やせないごみ	生ごみ	台所ごみ、残飯、果物・野菜屑等
	埋立ごみ	ガラス、せともの、おもちゃ、プラスチック類、小型金属類、油系空き缶類、バッグ、汚れたアルミ箔等
資源ごみとして分類している品目	古紙類	新聞紙（広告）、雑誌・カタログ、ダンボール、雑紙他、牛乳パック
	空き缶類	資源化金属（アルミ鍋、鉄鍋、やかん）缶類（アルミ缶、スチール缶）
	資源布類	布類・衣類
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	プラスチック製容器包装	識別マークがついているもの、発泡スチロール
	トレイ	白色発泡トレイ
	空きビン類	雑ビン（無色透明、茶色、その他の色のビン）生きビン（牛乳ビン、一升ビン、ビールビン）
大型ごみ		布団、じゅうたん、家具類、自転車、家電製品（指定家電4品目バッソ除く）等
有害ごみ		乾電池類、蛍光管、体温計、焼却灰

佐久穂町 (現状)		
燃やせるごみ	可燃ごみ	紙屑、木屑、綿類、ゴム類、紙おむつ、ぬいぐるみ、まくら、台所ごみ、アルミホイル、食用油等容器、歯磨き等チューブ型容器など
燃やせないごみ	不燃ごみ	金属類、小型家電製品、ガラス類、陶器類、せともの類、刃物、卓上コンロ等
資源ごみとして分類している品目	古紙類	新聞、古本・雑誌、ダンボール
	その他紙	紙製容器包装（容リ法対象）
	空き缶	アルミ缶・スチール缶、食品缶
	布類	衣類
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	雑びん（ガラス製）	無色透明、茶色、その他の色のびん
	プラスチック製容器包装	識別マークがついているもの
	白色トレイ	食品用白色トレイ
	その他のプラスチック	プラスチック製品（歯ブラシ、ボールペン等文文房具、容器、ポリタンク、CD、ハンガー等）
	紙パック	【回収：店頭】
粗大ごみ	皮革類	バッグ、靴、ベルト等
		家電製品、木製家具類、金属器具類等
危険ごみ		スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計、寒暖計

分別区分された廃棄物の種類(4)

川上村(現状)		
燃やせるごみ	可燃ゴミ	紙屑、紙おむつ、木屑、生ごみ処理機の残渣、汚れているプラスチック類等
燃やせないごみ	不燃ゴミ	ガラス製品、陶磁器製品、硬いプラスチック製品(CD・ビデオテープ等)、小さな金属類(アルミホイル等)、貝殻
資源ごみとして分類している品目	古紙類	ダンボール、新聞・広告、雑誌、その他紙類 【回収:各公民館ボックス】
	金属類(かん類)	アルミ缶、スチール缶、食品缶、金属製鍋等
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	びん類	無色透明、茶色、その他の色のびん
	その他プラスチック	やわらかいプラスチック製品(識別マーク付)
	発泡スチロール・白色食品トレイ	【回収:各公民館ボックス】
	紙パック	【回収:各公民館ボックス】
生ゴミ		【自家処理:コンポスト等】
粗大ゴミ		家電製品、衣類、バッテリー、おもちゃ、革製品(靴)等
有害ゴミ		乾電池、蛍光管、水銀体温計 【回収:各公民館ボックス】

南牧村(現状)		
燃やせるごみ	可燃ゴミ	紙屑、汚れた新聞紙・ダンボール、プラスチック製品(文具、玩具、趣味用品、日用品等)
燃やせないごみ	埋立ゴミ	陶磁器、ガラス・コップ、化粧品ビン等
資源ごみとして分類している品目	紙類	新聞紙、折込広告、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙
	缶類	スチール缶、アルミ缶 (識別マークがついているもの)
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	その他プラスチック	ポリ袋・ラップ類、トレー・パック類、カップ類、ボトル類、チューブ類、ふた (識別マークがついているもの)
	白色トレイ(容器トレイ)	発泡スチロール、白色トレイ
	びん類	茶色、無色透明、その他の色のびん
	生ゴミ	【自家処理:コンポスト等】
粗大ごみ		家具類、家電製品(指定家電4品目パソコン除く)、布団、カーペット、布、革類等
有害ごみ		乾電池、蛍光管、電球等

分別区分された廃棄物の種類(5)

南相木村(現状)		
燃やせるごみ	可燃ごみ	紙類、パック類、革・布類、ゴム類、軟質プラスチック類、カップ類、チューブ類、木類等
燃やせないごみ	不燃ごみ(埋立ごみ)	金属類、ガラス類、プラスチック類、陶磁器類、ゴム類等
資源ごみとして分類している品目	紙類	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック
	缶類	アルミ缶、スチール缶、食品缶
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	硬質プラスチック	キャップ類、ボトル類(識別マーク付)
	食品トレイ	食品トレイ、発泡スチロール
	発泡スチロール	茶色、無色透明、その他の色のびん
生ごみ		【自家処理:コンポスト等】
粗大ごみ		家具、家電製品(指定家電4品目バッコン除く)、布団、毛布、じゅうたん、自転車等
有害ごみ		焼却灰、蛍光管、電球、乾電池、温度計、体温計(水銀使用)

北相木村(現状)		
燃やせるごみ	可燃ごみ	紙類(紙屑、紙製容器、紙おむつ)、台所ごみ(減量後生ごみ、割り箸、固めた油)、木類(剪定枝)、プラスチック類(買物袋、菓子袋、チューブ、弁当、カップ麺容器等)、毛糸、ロープ等
燃やせないごみ	埋立ごみ	ガラス類、陶磁器類、化粧品等缶類
資源ごみとして分類している品目	紙類	新聞、雑誌、ダンボール
	アルミ缶、スチール缶	アルミ缶、スチール缶、食品缶
	ペットボトル	識別マークがついているもの
	ガラスピン	無色透明、茶色、その他の色のビン、生きビン
生ごみ		【自家処理:コンポスト等】
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	ゴム類(ゴム長靴、ゴムホース、水枕)、革類(かばん、バッグ、グローブ、ベルト)、木類(木製玩具、まな板)、ほうき、草履他
	不燃性粗大ごみ	小型家電品、金属類、傘、はさみ、灰皿、包丁、カーテンレール、バケツ、玩具、ビデオテープ、鍋、やかん、ガスコンロ等

添付資料一3 現有施設の概要

現有施設の概要

◆ごみ焼却施設

設置主体	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	川西保健衛生施設組合	小海町	川上村・南牧村
施設名	佐久クリーンセンター	川西清掃センター	小海町草刈久保焼却施設	川上村南牧村共同焼却施設
所在地	佐久市中込 2880 番地	佐久市望月 2114 番地 4	小海町大字小海字草刈 1346 番地	川上村大深山 177 番地 3
処理する廃棄物	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ
処理方式	全連続燃焼方式 (流動床炉)	機械化バッチ燃焼方式 (バーチカル式)	機械化バッチ固定床方式	バッチ運転方式
処理能力	120 t/日 (60 t/24 時×2 炉)	20 t/日 (10 t/10 時×2 炉)	1.98 t/日	1.59 t/日
竣工年度	昭和 58 年度	昭和 56 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
備考	平成 12 年度～14 年度排ガス 高度処理施設整備	平成 11 年度～12 年度排ガス 高度処理施設整備		

◆資源化処理施設、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、汚泥再生処理センター

設置主体	佐久市	佐久市	軽井沢町	川西保健衛生施設組合
施設名	佐久市うな沢第2最終処分場 容器包装リサイクル施設	佐久市堆肥製造センター	軽井沢町じん芥処理場	粗大ごみ処分施設
所在地	佐久市横根 970 番地他	佐久市白田 2915 番地 4	軽井沢町大字発地 1140 番地 2	佐久市望月 2179 番地 18 他
処理する廃棄物	軟質系プラスチック類	生ごみ、家畜ふん尿等	粗大ごみ、ガラス・陶磁器、 缶類、ペットボトル、プラスチック容器包装	粗大ごみ
処理方式	圧縮梱包方式	堆肥化	圧縮・破碎・選別・梱包	破碎
処理能力	4.5 t/日	13 t/日	粗大ごみ処理施設：10 t/日 ガラス・陶磁器処理施設：2 t/日 缶処理施設：4 t/日 ペットボトル処理施設：1 t/日 プラスチック容器包装処理施設 ：1 t/日	二軸せん断：4.7 t/日
竣工年度	平成 14 年度	平成 13 年度	粗大ごみ処理施設 ：平成 11 年度 ガラス・陶磁器処理施設 ：昭和 59 年度 缶処理施設 ：平成 11 年度 ペットボトル処理施設 ：平成 11 年度 プラスチック容器包装処理施設 ：平成 20 年度	平成 13 年度

設置主体	川西保健衛生施設組合	浅薺環境施設組合	佐久穂町
施設名	川西清掃センター 不燃物処理施設	浅薺汚泥再生処理センター	佐久穂町清掃センター
所在地	佐久市望月 2114 番地 4	小諸市甲 1845 番地	佐久穂町大字畠 5690 番地
処理する廃棄物	ガラス類、陶器類、金属類	し尿、浄化槽汚泥 下水汚泥、生ごみ	金属類、ガラス類 その他資源ごみ、不燃ごみ
処理方式	圧縮・破碎	高負荷脱窒素処理等	圧縮・破碎・選別・梱包
処理能力	ガラス破碎機: 32 t/日 金属プレス機: 8 t/日	し尿: 74 kL/日 浄化槽汚泥: 49 kL/日 下水汚泥: 33 t/日 生ごみ: 19 t/日	2 t/日
竣工年度	昭和 56 年度	平成 18 年度	昭和 54 年度

◆最終処分場

設置主体	佐久市	佐久市	川西保健衛生施設組合	御代田町
施設名	佐久市うな沢第2最終処分場	佐久市宇とう南沢処理場	川西一般廃棄物最終処分場	御代田町井戸沢一般廃棄物最終処分場
所在地	佐久市横根 970 番地他	佐久市中込 2865 番地	佐久市望月 2179 番地 18 他	御代田町大字御代田 2712 番地 1
施設の種類	管理型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場	管理型最終処分場
埋立対象物	不燃ごみ	不燃ごみ	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 破碎処理残渣等	不燃ごみ
埋立容量	148,000m <sup>3</sup>	241,920m <sup>3</sup>	39,000m <sup>3</sup>	30,670m <sup>3</sup>
しゃ水工	有り	無し	有り	有り
竣工年度	平成 14 年度	昭和 54 年度	平成 4 年度	平成 8 年度

設置主体	小海町	川上村	南牧村	南相木村
施設名	小海町草刈久保最終処分場	川上村営ゴミ処理場	南牧村一般廃棄物最終処分場	針の木平処分場
所在地	小海町大字小海字草刈 1346 番地	川上村大深山 177 番地イ	南牧村大字平沢 8 番地 5、8 番地 6	南相木村 867 番地 1
施設の種類	管理型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場	安定型最終処分場
埋立対象物	不燃ごみ、その他	不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ
埋立容量	82,695m <sup>3</sup>	42,255m <sup>3</sup>	2,420m <sup>3</sup>	20,000m <sup>3</sup>
しゃ水工	有り	無し	有り	無し
竣工年度	昭和 62 年度	昭和 57 年度	平成 9 年度	昭和 57 年度 →平成 25 年度廃止

設置主体	北相木村
施設名	北相木村小池廃棄物処理場
所在地	北相木村 4336 番地 2
施設の種類	安定型最終処分場
埋立対象物	不燃ごみ
埋立容量	3,060m <sup>3</sup>
しゃ水工	無し
竣工年度	昭和 50 年度 →平成 22 年度廃止

## 【参考資料様式2】

## 施設概要（高効率ごみ発電施設系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	佐久市・北佐久郡環境施設組合
(2) 施設名称	新クリーンセンター
(3) 工期	平成27年度～平成29年度
(4) 施設規模	処理能力 110トン/日 (55トン/日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式及びストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 14%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 10%以上) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	佐久地域における循環型社会形成推進施設として位置付け
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無 (計画期間内)

## 「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

## 「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 2. 発生ガス量	N m <sup>3</sup> /t N m <sup>3</sup> /t
(11) 回収ガスの利用計画		

(12) 事業計画額	8,207,592千円
------------	-------------

## 【参考資料様式 6】

## 計画支援概要（高効率ごみ発電施設）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	佐久市・北佐久郡環境施設組合		
(2) 事業目的	新クリーンセンター整備のため		
(3) 事業名称	環境影響評価	現況調査	敷地造成等設計
(4) 事業期間	平成 23 年度 ～平成 26 年度	平成 24 年度 ～平成 26 年度	平成 24 年度 ～平成 27 年度
(5) 事業概要	平成 23～24 年度方法書 平成 24～25 年度環境調査 平成 25～26 年度準備書、評価書	施設整備地の用地測量 及び地質調査	敷地造成等のための設計書作成

(3) 事業名称	技術指導相談	発注仕様書作成等	用地取得関連
(4) 事業期間	平成 24 年度 ～平成 27 年度	平成 24 年度 ～平成 27 年度	平成 26 年度 ～平成 27 年度
(5) 事業概要	発注仕様書の作成等 に係る技術指導相談	発注仕様書の作成 及び技術審査等	用地取得補償額算定等

(6) 事業計画額	223,909 千円
-----------	------------

# 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



平成27年3月

佐久市

## 5. ごみ処理技術の動向

平成30年度の施設完成目標に、現在の佐久クリーンセンター、川西清掃センターを統合した、新たなごみ焼却施設（新クリーンセンター）の整備を進めています。

本施設の整備は、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町を構成団体とし、平成26年10月1日に設立された「佐久市・北佐久郡環境施設組合」が事業体となり行います。また、当組合は、佐久広域圏内の他の自治体についても、可燃ごみの受入れを行い、広域的なごみ処理体制の実現を目指しています。

本施設の整備概要は以下のとおりです。

### （1）建設地

建設候補地の公募に応募をいただいた地区の中から「佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会」における調査検討の結果、総合的な適性評価で第1順位となつた「平根地区上舟ヶ沢及び棚畠地籍」を建設候補地とし、地元合意形成に取り組んできましたが、平成26年5月7日に施設建設に向けた基本合意書の調印が行われ、同地籍が建設地となりました。

### （2）施設整備の基本的な考え方

- 最新のごみ焼却技術を導入し、安全で安定、安心な施設を整備します。
- ごみの減量、資源のリサイクルを踏まえ、適正な施設規模（110t/日）とします。
- 法令で定める排ガス等に係る基準を更に厳しい自主基準を設け、環境負荷の低減を図ります。
- 施設の整備、運営に係る地区協定を締結し、遵守します。
- 積極的に施設運営に関する情報を公開し、建設地の地元との信頼関係の構築に努めます。
- ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用（ごみ発電）を地元の皆様と協議し、進めます。

### （3）ごみ処理方式

- 全国的に最も導入実績があり、多様なごみ質に対して安定した処理に優れるストーカ式焼却炉を採用します。

### （4）環境対策

- 排ガス対策は850℃以上の高温安定燃焼によりダイオキシン類の発生を抑制するとともに集じん器、触媒反応塔により有害物質などを捕捉、分解除去し、法規制値より更に厳しい値まで削減します。
- 施設から発生する汚水は、生活排水を除き無放流とし、適切に処理した後、施設内で再利用することを基本とします。

○騒音、振動は、発生源となる機械設備については低騒音、低振動型の機器を採用するとともに、これらを地下や建物内部に設置します。

○悪臭については、建築設備の密閉化、悪臭漏洩対策設備（エーカーテン等）の設置により臭気の漏洩を防止します。また、ごみ焼却施設内のプラットホームやごみピットで発生する臭いは、外に漏らさないようにするために、この場所の空気を焼却炉に吸入し、燃焼するシステムにします。



佐久都市計画  
(佐久市・御代田町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

## 変更理由書

「佐久都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年3月に策定後、旧佐久市、旧白田町、旧浅科村、旧望月町の4市町村が合併したことに伴い都市計画区域の拡大を行い、平成22年1月に部分改訂を行いました。

今般、平成21年度（佐久市）及び平成23年度（御代田町）に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

## — 目 次 —

### 1. 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
ア　都市計画区域の範囲	1
イ　目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	1
(3) 地域毎の市街地像	3

### 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無	6
(2) 区域区分の方針	6

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
ア　主要用途の配置の方針	8
イ　土地利用の方針	9
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
ア　交通施設の都市計画の決定の方針	12
イ　下水道及び河川の都市計画の決定の方針	14
ウ　その他の都市施設の都市計画の決定の方針	15
(3) 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定の方針	17
ア　主要な市街地開発事業の決定の方針	17
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
ア　基本方針	17
イ　主要な緑地の配置の方針	17
ウ　実現のための具体的な都市計画制度の方針	18
エ　主要な緑地の確保目標	19

c. 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
下水道	(汚水) 佐久公共下水道佐久処理区
	御代田町公共下水道御代田処理区
	御代田町特定環境保全公共下水道塩野処理区
	南佐久公共下水道南佐久処理区
	(雨水) 佐久公共下水道岩村田排水区
	佐久公共下水道中込排水区
河川	千曲川、片貝川、湯川（御代田町）

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

①ごみ処理施設及び火葬場施設整備の方針

佐久市において、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町及び南佐久郡 6 町村に係る可燃ごみを処理するため、平成 29 年度を目途に、既存のごみ焼却施設である佐久クリーンセンター、川西清掃センター両施設を統合した新クリーンセンター（ごみ処理施設）を佐久市等で構成する新たな一部事務組合（平成 26 年 4 月設立予定）で整備を推進する。

また、佐久広域連合が運営する 2 つの火葬場（高峯苑、豊里苑）の老朽化が進むとともに、交通の利便性が悪い等の状況にあることから、新たな斎場（火葬場）の整備を推進する。

②整備水準の目標

【ごみ処理施設】

年間ごみ処理量の算定に基づく適切な規模となるごみ処理施設の整備を行う。

【火葬場】

佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場（火葬場）の整備を行う。

b. 主要な施設の配置の方針

【ごみ処理施設】

佐久市平根地区において、整備を推進する。

【火葬場】

佐久市長土呂上北原地区において、整備を推進する。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
ごみ処理施設	ごみ処理施設（焼却施設）
火葬場	斎場（火葬場）

# 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター 計画標準(案)との整合

都市計画マニュアルⅡ 164P~169P抜粋

## 1 位 置

### (1) 総則

項目	計画標準例	整合性
ア 計画区域外に設けても差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。	各施設とも都市計画区域内に設けることを原則とするが、必要に応じて都市計画区域外に設けたものとみなす。	当該施設は都市計画区域内に設置をする。
イ 風致地区内、景勝地内又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。	当該施設は左記の地区内又は地域内に設置をしない。なお、風致地区に近接しているため、緩衝緑地帯の設置及び施設の色彩、形状等外観に十分配慮したものを行う。	
ウ 当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理とごみ焼却場とは併置または隣接はさけること。	当該施設の配置は汚物処理施設と併置又は隣接をしていない。その他の施設(卸売市場、畜場、火葬場)とも相互の位置又は隣接をしていない。	
エ 特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じて、本標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。	上記の標準を満足している。	
 (6) ごみ焼却場		
項目	計画標準例	整合性
ア ごみの搬入及び焼却後の残滓の処理に便利な場所を選ぶこと。	当該施設は県道に近接するとともに、ごみの搬入及び焼却後の残滓の処理について高速道路の利用を検討し、利便性が高い。	
イ 恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。	当該施設の上層気象を調査した結果、夏季は西からと東からの風、冬季は西からの風となり、その恒風の方向に対して市街地の風上ではない。	
ウ 人の近接しない場所を選ぶこと。	当該施設は人の近接しない場所であるが、冬季は隣接するスキーフィールドに対して十分に配慮を行う。	
エ 主搬出経路は繁華街または住宅街を通らないこと。	主搬出経路は繁華街又は住宅街を通らない県道草越豊昇佐久線、市道南北線、ふるさと農道を計画している。	
オ 市街地及び将来市街化が予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。	当該施設は市街地及び将来市街化が予想される区域から、500メートル以上離れた場所である。	

項目	計画標準例	整合性
力 附近300メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。	当該施設は附近300メートル以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこと。  <参考資料> (平根小学校まで1.5km 御代田中央記念病院まで2.0km 平替地区まで600m 平尾山公園まで1.6km)	当該施設は附近300メートル以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこと。

## 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター 計画標準(案)との整合

都市計画マニュアルⅡ 164P~169P抜粋

### 2 規 模

#### (1) 配置と施設数

項目	計画標準例	整合性
ア	各施設はそれぞれ1ヶ所に集約すること。ただし次のご号の1に該当する場合は数ヶ所に分散設置してもさしつかえない。 人口50万人以上の都市、または地形が著しく複雑な都市において、輸送上、利用上、または効率上好ましくない場合。	当該施設は既存のごみ焼却施設である佐久クリーンセンター及び川西清掃センターの後継施設として1ヶ所に集約する。
(ア)	卸売市場で果実と鮮魚を分離する場合、または集荷搬出の便が害され、または経営の効率が著しく低下するおそれがある場合。	当該施設は隣接する佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町との共同設置とする。なお、南佐久郡全町もごみ処理対象区域とする。
(イ)	火葬場で炉が30基をこえ、会葬者が集中して混雜するおそれがある場合。	当該施設は各市町村の過去の人口動態、ごみ処理量により設定された将来人口、将来ごみ処理量に基づき計画将来人口、計画ごみ処理量を求める施設処理量を算定し必要な用地面積を確保した。また、将来予想される基幹的整備を行うに十分なスペースを確保し、関連機器を連携よく配置した、安全で円滑な運転維持管理を行える施設配置を計画する。
(ウ)	隣接市町村との共同設置とすることに努めること。	当該施設は各市町村の過去の人口動態、ごみ処理量により設定された将来人口、将来ごみ処理量に基づき計画将来人口、計画ごみ処理量を求める施設処理量を算定し必要な用地面積を確保した。また、将来予想される基幹的整備を行うに十分なスペースを確保し、関連機器を連携よく配置した、安全で円滑な運転維持管理を行える施設配置を計画する。
イ	将来の予想人口に対して必要な用地面積を確保し、増改築等を考慮して施設配置を計画すること。	当該施設は各市町村の過去の人口動態、ごみ処理量により設定された将来人口、将来ごみ処理量に基づき計画将来人口、計画ごみ処理量を求める施設処理量を算定し必要な用地面積を確保した。また、将来予想される基幹的整備を行うに十分なスペースを確保し、関連機器を連携よく配置した、安全で円滑な運転維持管理を行える施設配置を計画する。

#### (2) 施設の敷地

項目	計画標準例	整合性
	各施設の敷地面積及び建ぺい率はそれぞれ概ね別表1の標準敷地面積または標準建ぺい率による。ただし標準敷地面積は周囲に及ぼす影響が少ないと認められる場合には実情に応じて同表の最小敷地面積まで減ずることができる。	当該施設(処理能力110トン/日)の標準敷地面積は16,500m <sup>2</sup> であるため、標準を満足する。
別表1 標準敷地面積、標準建ぺい率	供給処理能力 (1日当たり) ごみ焼却場	標準敷地面積(m <sup>2</sup> ) 10トンにつき 1,500
	標準建ぺい率 1/10	最小敷地面積(m <sup>2</sup> ) 1,000
	<建ぺい率の計算> 計画建物面積(工場棟45m×72m=3,240m <sup>2</sup> 、管理棟20m×12m=240m <sup>2</sup> 、倉庫、車庫45m×7m=315m <sup>2</sup> 合計3,795m <sup>2</sup> ) ○建ぺい率=3,795m <sup>2</sup> ÷18,740m <sup>2</sup> ×100=20.25%	

(3) 供給及び処理能力の算定基準

項目	計画標準例		整合性		
各施設の必要処理能力の算定基準は概ね別表2の数値基準とし、地域実情を考慮して定めること。			当該施設に入れる1人1日当たりの可燃ごみ排出量は約615g、算定基準内である。		
<1人1日当たりの可燃排出量の計算>					
平成29年度計画ごみ処理量:29,355t/年 (5事業概要3p表2-3-2)					
施設名	単位	算定基準			
ごみ焼却場	1人1日当たり	ごみ排出量 500～1,000g			

別表2 供給又は処理能力の算定基準

<1人1日当たりの可燃排出量の計算>  
 平成29年度計画ごみ処理量:29,355t/年 (5事業概要3p表2-3-2)  
 1日当たりのごみ処理量=29,355t/年÷280日(年間停止日数85日)≈104.83t  
 平成29年度収集人口=170,411人 (5事業概要3p表2-3-1)  
 ◎1人1日当たり排出量=104.83t÷170,411人×1,000,000(g単位に変換)≈615.15g

# 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター 計画標準(案)との整合

都市計画マニュアルⅡ 164P~169P抜粋

## 3 設 計

### (1) 総則

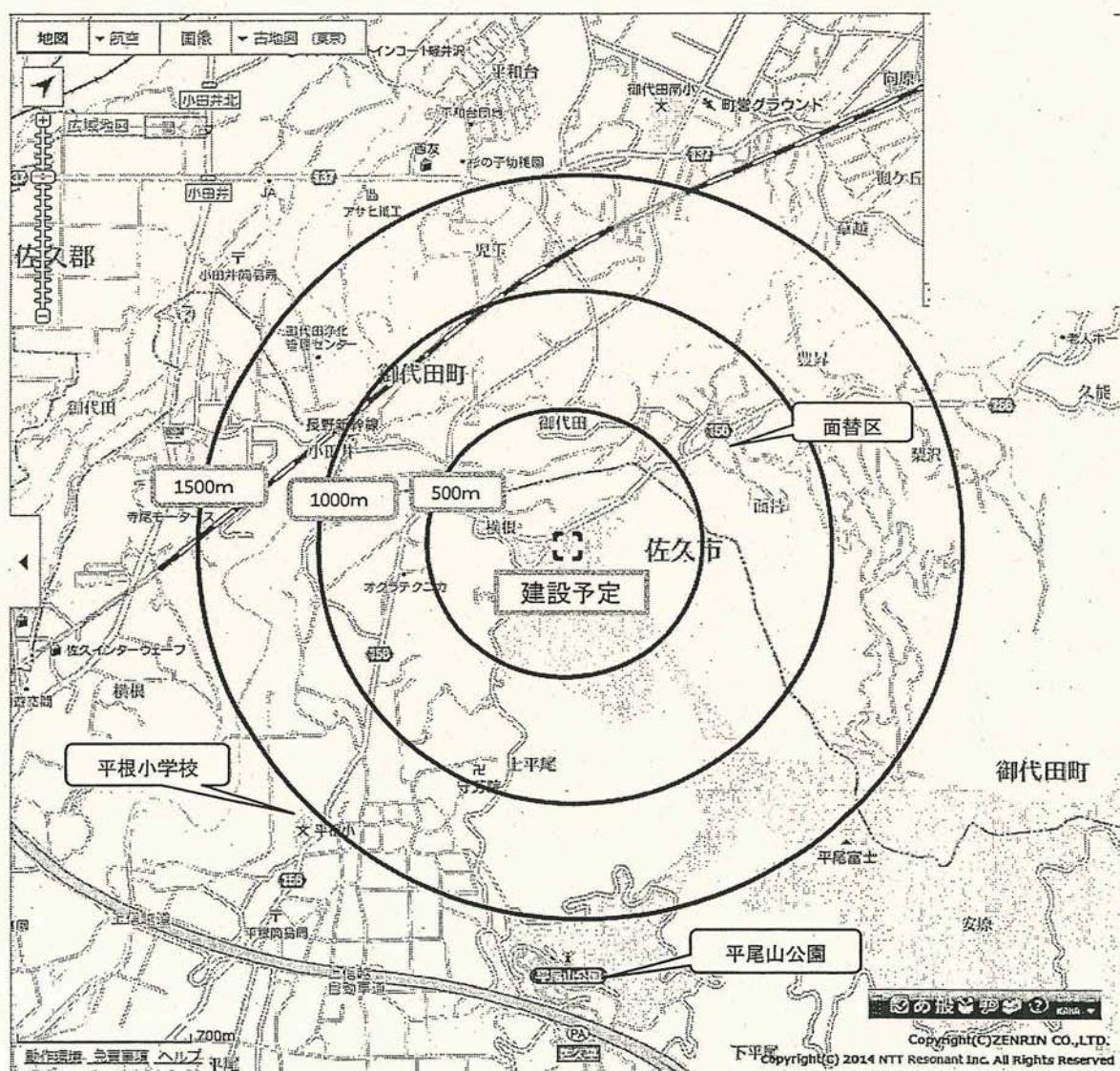
項 目	計 画 標 準 例	整 合 性
ア	各施設の建築物は敷地境界との間に適当な空地を保つように配置すること。	当該施設の建築物は敷地境界との間に適当な空地を保つように配置する計画である。
イ	敷地内の通路、駐車用地以外の空地はつとめて緑化すること。	敷地内の空地は緑化する計画で、敷地面積に対して緑化面積6%以上を目途とする。
ウ	建築物は小規模の付属家を除いて堅ろうな構造とすること。	当該施設の建築物は堅ろうな構造とするため、「官公庁施設の総合耐震計画基準」を踏まえた安全率を見込んだ耐震設計を行う。
エ	必要な除害設備を設ける等敷地外に悪影響を及ぼさないように努めること。	当該施設の稼動により敷地外に悪影響を及ぼさないようにするため、大気、水質、騒音、振動、悪臭、景観等に係る環境保全対策を行う。

### (6) ごみ焼却場

項 目	計 画 標 準 例	整 合 性
ア	敷地周辺を緑化し、または屏をめぐらす等周囲からの人目にふれにくくすること。	敷地周辺を緑化するため、緩衝緑地帯の整備、敷地法面の植栽、林縁部の保護を行う。また、敷地及び進入路に目隠しフェンスを設置し、周囲からの人目にふれにくくする計画である。
イ	運搬車の駐車用地及びごみの集積用地を充分に確保すること。	敷地内に運搬車の駐車用地及びごみの集積用地を充分に確保するため施設配置を計画する。
エ	煙突からの煙塵防止に留意すること。	煙突からの煙塵防止のため、排ガス処理設備を設置し、排ガス対策を行う。また、法令等に比べて厳しい自主規制値と設定し、遵守することにより環境への負荷低減を図る。
オ	焼却後の残滓及び不燃物の処理施設を考慮すること。	焼却後の残滓及び不燃物に係る処理施設は、最終処分又は資源化等を含めて考慮する。

〈參考資料〉

## 位 置 図





佐久市 軽井沢町 立科町

新ごみ焼却施設整備に関する基本合意書



平成 22 年 10 月

佐久市、軽井沢町、立科町(以下「構成団体」という。)は、佐久市・軽井沢町清掃施設組合が管理運営する「佐久クリーンセンター」及び川西保健衛生施設組合が管理運営する「川西清掃センター」の後継施設として両施設を統合した新ごみ焼却施設を共同で整備するにあたり、基本的な事項について下記のとおり合意する。

## 記

### 1 梱組みの形態

新ごみ焼却施設の整備及び同施設の管理運営は、構成団体による新たな一部事務組合を設立し行う。  
一部事務組合の設立は、平成25年度を目途とする。

### 2 積働目標年度

新ごみ焼却施設の稼働目標年度は、平成29年度を目指とする。

### 3 建設地

新ごみ焼却施設の建設地は、当面、佐久市において選定する。

### 4 ごみ処理対象地域

新ごみ焼却施設のごみ処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。  
ただし、佐久広域圏内の他の自治体から共同処理の申入れがなされた場合、  
その受入れについて建設地の地元合意が得られたときは、構成団体で協議の  
うえ、ごみ処理対象地域に加えることができるものとする。

### 5 処理対象とするごみの種類

新ごみ焼却施設で処理対象とするごみの種類は、次のとおりとする。

(1) 現に「佐久クリーンセンター」及び「川西清掃センター」において、  
焼却処理している可燃性のごみ。

(2) 現に埋立処分をしているごみのうち、可燃性のもの。

なお、構成団体は、循環型社会形成推進の観点からごみの減量化、資源化  
の将来目標値を定め、その達成に積極的に取組むことにより焼却対象ごみの  
削減を図るものとする。

### 6 ごみ焼却処理方式

新ごみ焼却施設の焼却処理方式は、施設建設候補地の地元合意を尊重し、  
構成団体で協議し、決定する。

## 7 施設規模

新ごみ焼却施設の施設規模は、今後、構成団体で策定する循環型社会形成推進地域計画でごみ処理対象地域内における将来のごみの減量化、資源化の目標値を踏まえ設定する焼却ごみ量に基づき、適正規模を決定する。

## 8 施設の整備及び運営に係る費用負担

構成団体は、新ごみ焼却施設の整備に係る費用（以下「整備費用」という。）及びその運営に係る費用（以下「運営費用」という。）について、応分の負担をするものとする。

（1）整備費用の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 施設建設工事費（敷地造成工事、外構工事及び取付道路、排水路等の付帯工事を含む。）
- ② 用地取得費
- ③ 施設建設に伴う基本計画、整備計画等の計画策定及び実施設計書、発注仕様書作成等に要する費用
- ④ 候補地選定調査、環境影響評価、埋蔵文化財調査、測量調査、地質調査等に要する費用
- ⑤ 施設建設地の地元合意形成に伴う条件整備に要する費用
- ⑥ 施設整備に係る事務経費

（2）運営費用の範囲は、以下のとおりとする。

- ① 燃料費、光熱水費、薬品費等の用役費
- ② 点検補修費、修繕費
- ③ 運転委託費
- ④ その他、新ごみ焼却施設の維持管理に係る一切の費用
- ⑤ 一部事務組合の運営に係る議会費及び総務費

## 9 費用負担の基準

費用負担の基準は、以下のとおりとする。

### （1）整備費用

平成24年度を目途に、構成団体において、新ごみ焼却施設の受け入れ地元地区の心情を斟酌したうえで協議により決定する。

### （2）運営費用

構成団体各々が新ごみ焼却施設に搬入する焼却ごみ量に応じて負担することを基本とする。

## 10 既存ごみ焼却施設

新ごみ焼却施設の稼働後「佐久クリーンセンター」及び「川西清掃センター」は、解体撤去したうえで廃止するものとする。

また、施設廃止に伴い、佐久市・軽井沢町清掃施設組合は解散し、川西保健衛生施設組合は、共同処理するごみ処理施設の設置及び管理に関する事務のうち、ごみ焼却施設に関するものを削除する。

#### 11. 條款

本合意書に定めのない事項、及び合意事項について疑義が生じたときは、構成団体で協議のうえ、決定するものとする。

この基本合意の証として本合意書3通を作成し、佐久市、軽井沢町、立科町において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年10月4日

佐久市中込3056番地

佐久市

佐久市長

柳田清二



北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町

軽井沢町長

竹原雅三

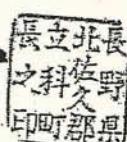


北佐久郡立科町大字芦田2532番地

立科町

立科町長

小笠山和喜



佐久市・北佐久郡環境施設組合設立に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、  
別紙のとおり規約を定め、佐久市・北佐久郡環境施設組合を設立する。

平成 26 年 7 月 15 日

佐久市長

柳田清二



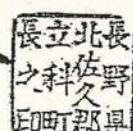
軽井沢町長

藤巻進



立科町長

小吉山和音



御代田町長

茂木祐司



## 基本合意書

佐久市（以下「甲」という。）と平根地区新クリーンセンター・温浴施設建設対策協議会、平根地区区長会（横根区、上平尾区、下平尾区）及び紅雲台区（以下「乙」という。）は、甲が上平尾上舟ヶ沢、棚畠地籍で軽井沢町、立科町、御代田町とともに整備を進める新クリーンセンター及び甲が平尾山公園内で整備を進める温水利用型健康運動施設（温泉利用による）に関し、以下のとおり基本合意する。

- 1 甲、乙双方は、新クリーンセンター及び温水利用型健康運動施設の整備（以下「両事業」という。）を一体的に進めることを合意し、甲は両事業を遅滞なく進めるよう最善をつくし、乙は甲に協力をするものとする。
- 2 乙は、新クリーンセンターの建設候補地である上平尾上舟ヶ沢、棚畠地籍を同施設の建設地とすることを同意する。
- 3 甲は、新クリーンセンターへのごみ搬入路となる市道6-74号線（南北線）の交通安全対策を図るものとする。
- 4 甲、乙双方は、両事業の推進に関し解決すべき課題が発生した時は、誠意をもって対応するものとする。

この基本合意を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月7日

甲 佐久市長

柳川清二



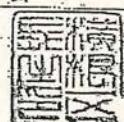
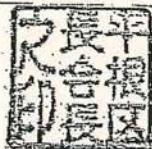
乙 平根地区新クリーンセンター  
温浴施設建設対策協議会

会長

森泉進一



平根地区 区長会会長  
横根区長



渡辺 肇

上平尾区長

中澤建治



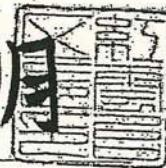
下平尾区長

依田健一



紅雲台区長

中根典明



<p>あつたため、佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町では、協議を重ね、新一部事務組合設立することを決定した。このため、ごみ処理経費の負担について、南佐久郡6町村は組合み処理委託に係る処理手数料、組織市町はごみ処理量による組合分担金を予定します。</p>	<p>・理由書において、佐久クリーンセンターと川西クリーンセンターの方向性が示されていますが、現状の両施設の処理対象エリアと佐久新クリーンセンター完了後ににおける処理エリアとの関係を説明願いたい。</p> <p>・東御市の既決定の東部クリーンセンターとの関係も説明願いたい。</p> <p>・環境影響評価手続きとの整合を図り、手続きを進めようご配意願います。</p>
<p>・佐久クリーンセンターの処理対象エリアは佐久市(旧佐久市分、旧日田町分)、軽井沢町、立科町及び東御市(旧北御牧村、旧望月町)、立科町及び東御市(旧北御牧村、佐久村、南牧村、南相木村及び北相木村の10市町村です。このため、佐久市、軽井沢町及び立科町は共同処理に参加、南佐久郡6町村は共同処理に委託、東御市(旧東御市)は対象外となります。</p> <p>・東御市に対しましては、平成21年度の計画当初において協議し、上田地域広域連合の統一センター資源循環型施設建設計画に参加するため、佐久地域の新クリーンセンター整備計画の旨、意向が示されています。平成26年度、再度、市に確認したところ、既設の東部クリーンセンターで処理する方針を検討し、見解が示されました。</p> <p>・都市計画決定及び環境影響評価手続との整合を図るため、平成27年5月に開催が予定される東御市、軽井沢町及び御代田町の各都市計画審議会において環境影響評価書(概要版)を作成します。</p>	<p>・森林区域における土地の形質変更を必要最小限とするため、現在、施設測量設計委託業者に施設用地造成計画を精査しています。</p> <p>・森林法第10条の2の規定に基づく開発行為の許可申請については、事業体が地方公共団体(特に、現計画における林地開発対象面積が1ha未満であるため、開発行為の許可対象外で伐採及び伐採後の造林の届出等については、同法第10条の8の規定等に基づき適正に行います)に提出等が必要となるよう、事業者にご指導いただく等ご配意願います。</p> <p>・森林法第10条の2の規定に基づく開発行為の許可申請、又は森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等が必要になることから、適正な手続きについて事業者にご指導いただく等ご配意願います。</p> <p>・対象事業区域の一部が土砂災害警戒区域内に指定されており、土砂災害防護体制に基づく対応をご検討ください。</p> <p>・御代田町においては、現在、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が未指定となっており、平成27年度以降に指定を予定しておりますので、ご承知おきください。</p> <p>・平成27年度以降、御代田町における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定し、事業を進めます。</p>
<p>】</p> <p>】</p> <p>】</p>	<p>】</p> <p>】</p> <p>】</p>

## 第2号議案

佐久都市計画下水道の変更について

佐久都市計画下水道

佐久市都市計画審議会資料

## 佐久都市計画下水道の変更（佐久市決定）

都市計画佐久公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

### 2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
佐久市公共下水道	汚水 約 2,362ha 雨水 約 2,118ha	
「排水区域は総括図表示のとおり」		

### 変 更 理 由 書

佐久都市計画下水道は昭和 48 年 10 月に都市計画決定を受け、昭和 49 年 2 月に事業認可を得て銳意事業の推進に努めています。今回の佐久都市計画下水道の変更是、

- 農業集落排水事業区域とし生活排水処理を行ってきた桜井地区(約 25ha)、田口本村地区(約 33ha)を、本公共下水道に統合することとで経済的優位性が検証されたことから、佐久都市計画下水道への編入を行う。
- 現在の佐久都市計画下水道計画区域に隣接し開発が行われる平成 27 年 4 月に開校した「佐久平浅間小学校(2.6ha)」並びに道路利用者の利便と地域振興を図るために設置される「(仮称) 佐久南道の駅施設(0.3ha)」について、佐久都市計画下水道への追加拡大を行う。

以上を併せた区域、約 60.9ha について排水区域の拡大変更を行い、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため標記都市計画下水道の変更を行うものであります。

## 新旧対照表

新

旧

### 1. 下水道の名称

名 称	備 考
佐久市公共下水道	

### 1. 下水道の名称

名 称	備 考
佐久市公共下水道	

### 2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
佐久市公共下水道	污水 約 2,362ha	
佐久市公共下水道	雨水 約 2,118ha	

「区域は計画図表示のとおり」

「区域は計画図表示のとおり」

新

## 3. 下水管渠

内訳	位 置		備考
	起点	終点	
(1) 汚水			
岩村田・中込原幹線	佐久市中込 字坂下	佐久市猿久保 字仲田	岩村田・中込原幹線 字坂下
白田・中込幹線	佐久市中込 字向田	佐久市中込 字久保	白田・中込幹線 字向田
白田・野沢幹線	佐久市中込 字久保	佐久市跡部 字下川原	白田・野沢幹線 字久保
放 流 渠	佐久市今井 字前田	佐久市今井 字川原田	放 流 渠 字前田

旧

## 3. 下水管渠

内訳	位 置		備考
	起点	終点	
(1) 汚水			
岩村田・中込原幹線	佐久市中込 字坂下	佐久市猿久保 字仲田	岩村田・中込原幹線 字坂下
白田・中込幹線	佐久市中込 字向田	佐久市中込 字久保	白田・中込幹線 字向田
白田・野沢幹線	佐久市中込 字久保	佐久市跡部 字下川原	白田・野沢幹線 字久保
放 流 渠	佐久市今井 字前田	佐久市今井 字川原田	放 流 渠 字前田

「区域は計画図表示のとおり」

「区域は計画図表示のとおり」

新

旧

4. ポンプ施設

4. ポンプ施設

名 称	位 置	備 考
野沢中継ポンプ場	佐久市跡部字下川原地内	約 1,300m <sup>2</sup>
中込原中継ポンプ場	佐久市猿久保字仲田地内	約 800m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

5. 処理施設

5. 処理施設

名 称	位 置	備 考
佐久市下水道管理セントターミナル	佐久市中込字向田, 杉の木及び今井字川原田地内	約 47,000m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

名 称	位 置	備 考
野沢中継ポンプ場	佐久市跡部字下川原地内	約 1,300m <sup>2</sup>
中込原中継ポンプ場	佐久市猿久保字仲田地内	約 800m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

佐久都市計画下水道の変更（佐久市決定）

都市計画佐久市公共下水道（区域拡大）箇所別理由書

添付図表示No.	地区名称	変更理由
1 桜井 (農業集落排水事業区域)	既存計画区域に隣接する区域で、排水施設(接続管きよ施設)設置による一体的管理が効率的であることから、拡張区域として取り扱う。 (長期利用財産処分報告書手続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報告書提出日：平成26年 8月 22日</li> <li>・県報告書提出日：平成26年 8月 25日</li> <li>・国受理日：平成26年 9月 3日</li> </ul>
2 田口本村 (農業集落排水事業区域)	上記1と同様 (長期利用財産処分報告書手続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報告書提出日：平成27年 1月 15日</li> <li>・県報告書提出日：平成27年 1月 16日</li> <li>・国受理日：平成27年 1月 21日</li> </ul>
3 佐久平浅間小学校 (学校施設)	平成27年4月に開校し、既存計画区域に接することから、拡張区域として取り扱う。	
4 (仮称) 佐久南道の駅施設 (開発)	中部横断自動車道の佐久南インターチェンジ周辺に建設される(仮称)佐久南道の駅施設は、既存計画区域に隣接する区域であることから、拡張区域として取り扱う。	

都市計画佐久市公共下水道（区域拡大）箇所別面積一覧（参考）

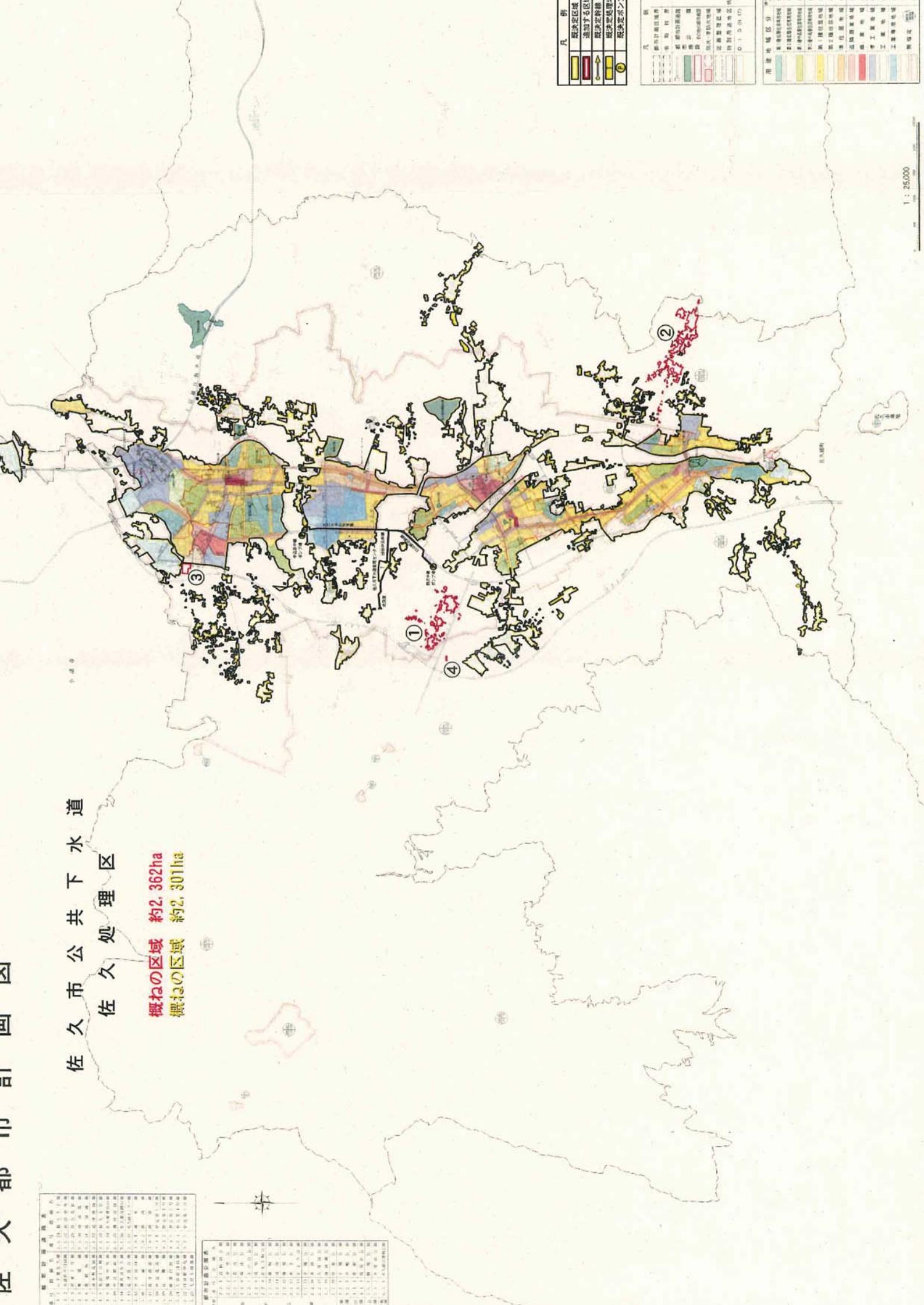
総括図表示No.	地区名称	拡張面積	端数表示面積
1	桜井地区	約 25ha	25.0ha
2	田口本村地区	約 33ha	33.0ha
3	佐久平浅間小学校	約 2ha	2.6ha
4	(仮称) 佐久南道の駅施設	約 1ha	0.3ha
合 計		約 61ha	60.9ha

※拡張合計面積との整合のため、佐久平浅間小学校を「2ha」と記載。

佐久市都市計画図

佐久市公共下水道  
区域

概ねの区域 約2,362ha  
概ねの区域 約2,301ha



## 佐久市公共下水道事業の概要

### 1. 下水道整備の背景とこれまでの経緯及び今後の整備方針

#### 1) 概 要

佐久市は、平成 17 年 4 月 1 日に 1 市 2 町 1 村が合併し、下水道事業計画における全体計画面積は 2,768ha で、佐久処理区 2,368ha、望月処理区 163ha、春日処理区 71ha、浅科処理区 166ha の 4 処理区の 4 处理区から構成されております。佐久処理区は、昭和 48 年度に計画区域面積 1,093.9ha を対象に快適で住みよい生活環境の実現を目標にスタートし、幾度の計画区域拡張や事業計画等の変更手続きを経て、現在では岩村田分区 730.1ha、中込分区 450.8ha、中込分区 310.1ha、野沢分区 328.5ha、臼田第 1 分区 322.8ha、臼田第 2 分区 134.4ha の 6 分区（合計 2,276.7ha）の事業計画取得を行ひ、公共用区域の水質保全と緑と清流に囲まれた美しいまちづくりに貢献するために、一刻でもはやい全戸水洗化達成を目指して整備促進を図っています。

雨水事業については、平成 14 年度に事業着手を行い、市街化の進展により特に浸水被害の多い岩村田排水区 170.6ha、中込排水区 51.4ha の 2 排水区の整備を行っています。

#### 2) 今後の整備方針

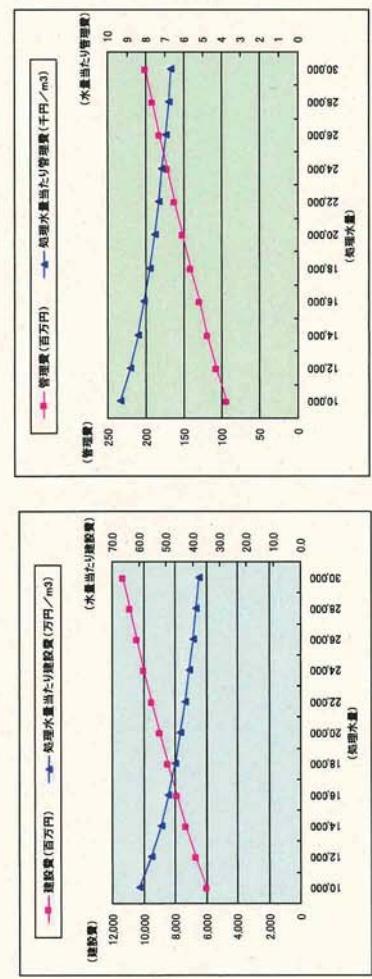
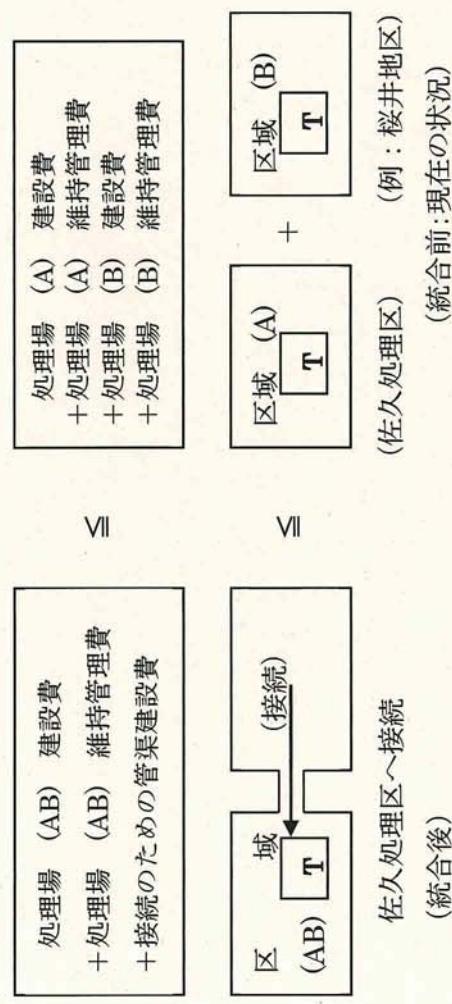
佐久処理区における平成 25 年度末での整備面積は 2,131ha、対全体計画面積整備率 90.2%となつております。今後も、全戸水洗化を目指し引き続き計画的に面整備の促進を図ってまいります。雨水事業については、当面、市街化の進展により特に浸水被害の多い岩村田排水区 170.6ha、中込排水区 51.4ha の 2 排水区の整備を計画的に進め、浸水被害の軽減を図ってまいります。処理場においては、下水道整備の進捗に伴う流入水量の増加状況を勘案しながら計画的に水処理施設の増設を行うとともに、老朽化が進んだ処理場施設の改築更新について改築診断を実施し、計画的に老朽化施設の更新を図ってまいります。

平成 25 年度末における整備状況 (全体計画面積は今年度変更後の計画値)

分区名	全体計画	整備面積(ha)			整備率	備考
		H24末まで	H25計	H25未累計		
岩村田分区	756.70	579.88	74.28	654.16	86.45%	
中込原分区	450.80	392.58	24.50	417.08	92.52%	
中込分区	310.10	291.68	2.10	293.78	94.74%	
野沢分区	353.80	297.61	28.64	326.25	92.21%	
佐久地区計	1,871.40	1,561.75	129.52	1,691.27	90.37%	
臼田第一分区	322.80	274.13	1.40	275.53	85.36%	
臼田第二分区	167.40	127.79	36.80	164.59	98.32%	
臼田地区計	490.20	401.92	38.20	440.12	89.78%	
合計	2,361.60	1,963.67	167.72	2,131.39	90.25%	

## 2. 拡張予定区域の経済性検証

今回、下水道計画区域の拡張を行う農業集落排水事業区域（桜井地区・田口本村地区）における公共下水道計画区域への統合について、経済比較を行った検証結果を以下に示します。



統廃合検討のイメージ図

生活排水処理施設の建設費及び維持管理費については、右記の例に示すようにスケールメリットの働きによる効果が期待できます。このスケールメリットにおける建設費及び維持管理費の削減効果と接続のためには必要な管路施設やポンプ施設等の設置に必要な費用とのバランスにおいて、経済的メリットが出現するかどうかの比較を行ったものです。

処理水量規模と建設単価の関係

処理水量規模と維持管理単価の関係

## 【建設費比較算定例】

個別に処理施設を設置した場合	合計建設費：10,718百万円
①処理施設 水量 27,000m <sup>3</sup> /日 建設費10,484百万円	②処理施設 水量 300m <sup>3</sup> /日 建設費234百万円
建設費：流総指針(H20.9)における費用関数式により算定 処理方式：標準活性汚泥法、建設費 = $1550 \times (\text{日最大汚水量千m}^3/\text{日})^{0.58}$ 費用関数式適用範囲 $10 \leq Q \leq 500$	

統合し処理施設を設置した場合	合計建設費：10,551百万円  <b>(削減効果→167百万円)</b>
建設費：流総指針(H20.9)における費用関数式により算定 処理方式：標準活性汚泥法、建設費 = $1550 \times (\text{日最大汚水量千m}^3/\text{日})^{0.58}$ 費用関数式適用範囲 $10 \leq Q \leq 500$	

## 【維持管理費比較算定例】

個別に処理施設を設置した場合	合計維持管理費：190百万円/年
①処理施設 水量 27,000m <sup>3</sup> /日 管理費183百万円/年	②処理施設 水量 300m <sup>3</sup> /日 管理費7百万円/年
建設費：流総指針(H20.9)における費用関数式により算定 処理方式：標準活性汚泥法、維持管理費 = $18.8 \times (\text{日最大汚水量千m}^3/\text{日})^{0.69}$ 費用関数式適用範囲 $10 \leq Q \leq 500$	

統合し処理施設を設置した場合	合計維持管理費：184百万円/年  <b>(削減効果→6百万円/年)</b>
建設費：流総指針(H20.9)における費用関数式により算定 処理方式：標準活性汚泥法、維持管理費 = $18.8 \times (\text{日最大汚水量千m}^3/\text{日})^{0.69}$ 費用関数式適用範囲 $10 \leq Q \leq 500$	

佐久市公共下水道との接続を行わない場合の費用

		接続しない場合の施設規模と費用						
農 集	桜井地区	計画人口 (人)	日平均 汚水量 m <sup>3</sup> /日	日最大 汚水量 m <sup>3</sup> /日	耐用年数	処理施設 建設費 (千円/年)	処理施設 維持管理費 (千円/年)	総経費 (千円/年) ①
		1,010	343	414	33			18,253.0
農 集	田口本村地区	1,040	328	395	33	8,445.0	9,206.6	17,651.6

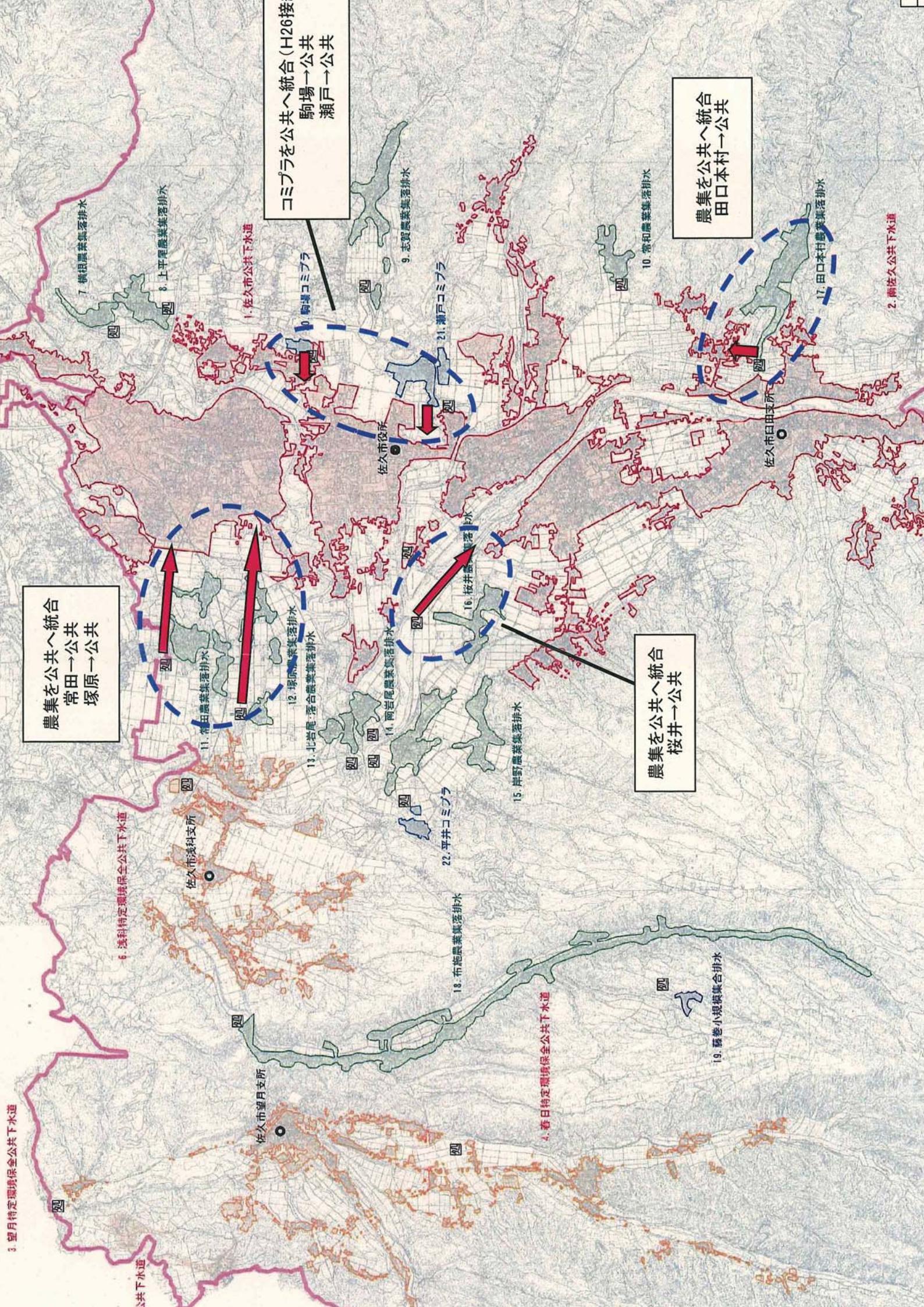
佐久市公共下水道との接続を行った場合の費用

		接続した場合の施設規模と費用									
農 集	接続先	日平均 汚水量 m <sup>3</sup> /日	日最大 汚水量 m <sup>3</sup> /日	耐用 年数	処理施設 増設分 建設費 (千円/年)	処理施設 維持管理費 (千円/年)	接続施設 建設費 (千円/年)	接続施設 維持管理費 (千円/年)	接続しない場合の 総経費差額 (千円/年) ①-②		
		24,916	29,204	33	2,600.9	1,567.1	50	1,333.6	522.6	6,024.3	12,228.8
農 集	⇒佐久公共	24,901	29,185	33	2,726.4	1,638.9	50	429.8	503.4	5,298.5	12,353.1

経済性による比較において、上表に示すように総経費差額で、いずれの地区においても佐久市公共下水道との接続を行うことによる経済性が見込まれる結果となります。

佐久市公共下水道事業 基本計画（全体計画）の経緯

告示年月日	計画目標期間	計画区域(単位:ha)		旧佐久市(単位:ha)		計画区域内(単位:人)		変更理由	
		面積	増分面積	面積	増分面積	人口	旧佐久市 旧臼田町	(単位:ha)	
1 当初 昭和48年10月1日	平成 2年	1,093.90		844.00		249.90	49,100	39,840	9,260 0.368
2 変更 昭和56年9月28日	平成 2年	1,093.90	—	844.00	—	249.90	—	49,100	39,840 4,700
3 変更 昭和59年7月2日	平成 12年	1,368.00	274.10	1,063.00	219.00	305.00	55.10	50,470	40,343 10,127
4 変更 昭和62年1月8日	平成 12年	1,384.00	16.00	1,079.00	16.00	305.00	—	50,470	40,343 10,127
5 変更 平成03年10月3日	平成 12年	1,506.10	122.10	1,187.00	108.00	319.00	14.00	57,419	46,422 10,997
6 変更 平成07年7月3日	平成 25年	1,935.30	429.20	1,533.10	346.10	402.20	83.20	66,510	53,530 12,980
7 変更 平成11年12月9日	平成 25年	2,080.30	145.00	1,642.10	109.00	438.20	36.00	75,600	62,600 13,000
8 変更 平成15年3月6日	平成 25年	2,137.00	56.70	1,687.00	44.90	450.00	11.80	75,600	62,600 13,000
9 変更 平成20年12月17日	平成 30年	2,196.00	59.00	1,744.00	57.00	452.00	2.00	67,000	54,800 12,200
10 変更 平成25年2月25日	平成 42年	2,368.00	172.00	1,889.00	125.00	499.00	47.00	62,730	51,520 11,210 4,700



# 都市計画の策定の経緯の概要

## 佐久都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
説明会	平成 25 年 11 月 14 日 (木) 平成 26 年 6 月 20 日 (金)	場所 : 桜井公民館 場所 : 田口会館
長野県知事事前協議	平成 27 年 1 月 16 日 (金)	
長野県知事事前協議回答	平成 27 年 2 月 6 日 (金)	
素案の閲覧・公聴会開催の公告	平成 27 年 3 月 6 日 (金)	平成 27 年 2 月号広報「佐久」掲載
素案の閲覧	平成 27 年 3 月 6 日 (金) から 平成 27 年 3 月 20 日 (金) まで	
公述の申出	平成 27 年 3 月 6 日 (金) から 平成 27 年 3 月 20 日 (金) まで	
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	平成 27 年 3 月 29 日 (日)	公述の申出無し 中止
長野県知事協議 (都市計画法第 19 条第 3 項)	平成 27 年 3 月 26 日 (木)	
計画案の公告 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 27 年 4 月 16 日 (木)	
計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 27 年 4 月 17 日 (金) から 平成 27 年 5 月 1 日 (金) まで	平成 27 年 4 月号広報「佐久」掲載 縦覧者 0 人 意見書提出 0 件
長野県知事協議回答	平成 27 年 5 月 7 日 (木)	
都市計画審議会 (都市計画法第 19 条第 1 項)	平成 27 年 5 月 8 日 (金)	
計画決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	平成 年 月 日 ( )	



(別紙様式)

(受付日時：月 日 時 分)

意 見 書

(整理番号 )

佐久都市計画ごみ焼却場（案）に対して、次のとおり意見を述べます。

平成 27年4月23日

佐久市長 柳田清二様

は薄く、基盤岩が地表付近に露出している場所では湧水が見られる、としている。この上部は急斜面のグレンデであることから土砂災害警戒区域に指定されていると見られる。本計画の進入路は急傾斜で県道に接しており、その一部は、土砂災害警戒区域に含まれている。（別紙2、及び別紙3）

また、施設建設地であるこの地積は「船ヶ沢」といわれるよう南東方向から沢があり、谷地形になっている。平時は地表水はないが近年の局地的豪雨災害に見られるような降雨に耐えられないように思える。

本計画地は南側に相当部分の切土を計画しており、土石流を呼び込む危険性をはらんでいる。新ごみ焼却施設は24時間365日運転を計画しており、常時10名近い職員が勤務することになり、人命に係る恐れもある。

以上、この都市計画決定は、根本から見直す必要がある。

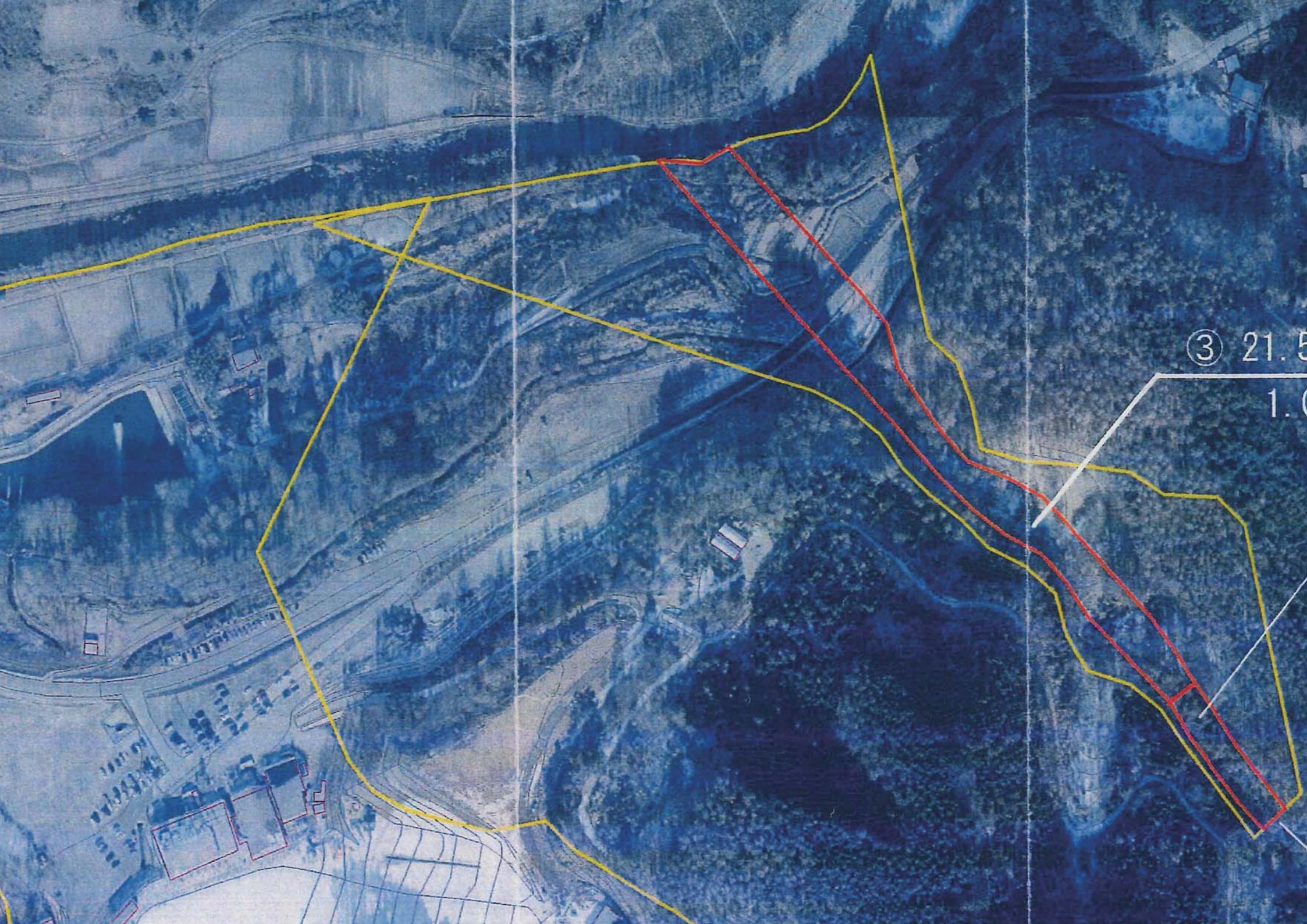
意見の要旨  
本計画に係る事業面積は約19,000m<sup>2</sup>であり、施設への進入道路及び周辺整備を含めたいわゆる事業区域面積は、27,137m<sup>2</sup>である。

本計画区域の南側は、土石流危険渓流及び土石流危険区域となっている。

また、当該部分は、土砂災害警戒区域に指定されている。（別紙1）  
また、南側スキー場のグレンデは人工的に整形された斜面であり、環境影響評価準備書によると10から20度の緩傾斜になっている。しかし表土（備考） 1 意見は400字程度とし、簡潔にまとめてください。  
2 区域、位置等を特定して意見を述べる場合は、その位置等が  
容易に判読できるよう、縮尺2,500分の1以上の位置図を添付  
してください。  
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して記入する場合は、  
組織名及び代表者氏名を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

資料 1~3.



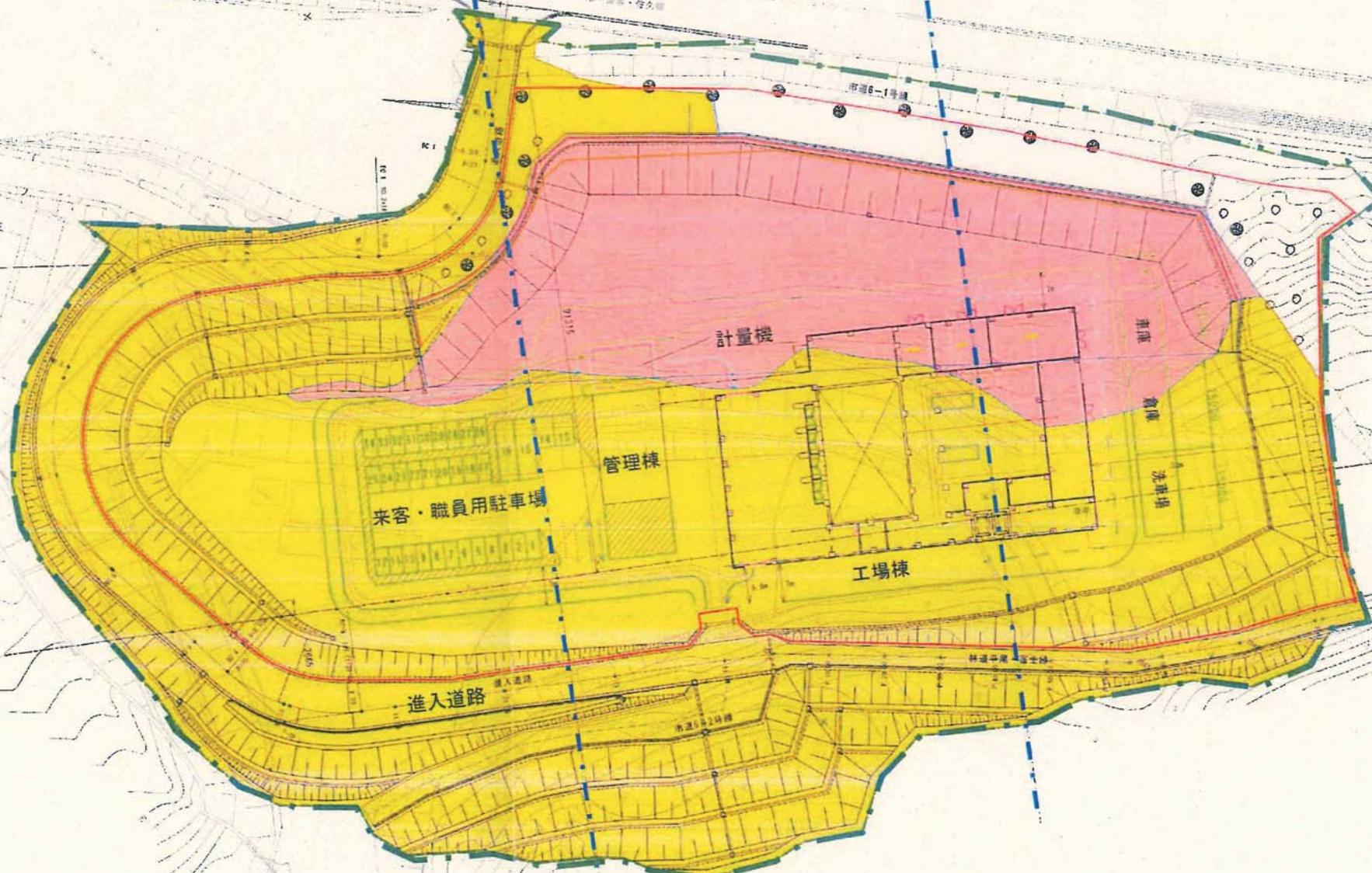
③ 21.5  
1.0

施設配置については、参考

県道 草越・豊昇・佐久線

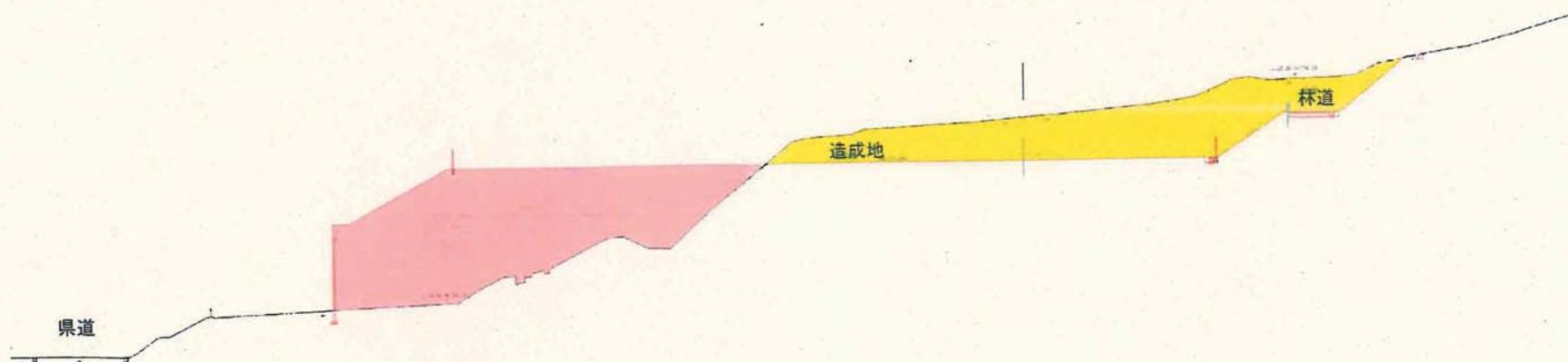
横断図 B

横断図 A

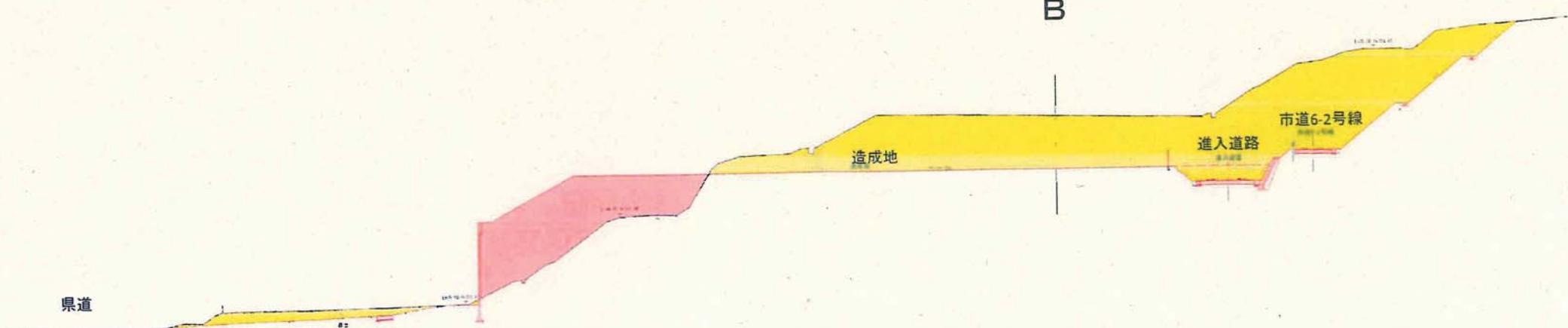


事業区域面積 A=27,137m<sup>2</sup>

A



B



のゲレンデは人工的に整形された斜面であり、環境影響評価準備書に緩傾斜になっている。しかし、表土は薄く、基盤岩が地表付近に露出する水が見られる、としている。この上部は急傾面のゲレンデであることから、この指定されていると見られる。本計画の進入路は急傾斜で県道に接し、土砂災害警戒区域に含まれている。

あるこの地籍は「船ヶ沢」といわれるよう南東方向から沢があり、谷地時は地表水はないが、近年の局地的豪雨災害に見られるような降雨に思える。本計画地は南側に相当部分の切土を計画しており、土石流をはらんでいる。新ごみ焼却施設は24時間365日運転を計画しており、が勤務することになり、人命に係る恐れもある。

決定は、根本から見直す必要がある。

場合に該当する危険箇所(大規模な土砂災害が発生するおそれのある区域)に指定されている。

土砂災害危険箇所は、地形図に基づき抽出した土砂災害が発生するおそれのある箇所を示し、土砂災害への備え役立てるために公表しているもので、法的な規制はない。

- ・計画区域東側の横根沢(舟ヶ沢)は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく区域(土石流等の土砂災害のおそれがある区域)及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域の中で建築物に著しい危害が生じるおそれがある区域)に指定されている。  
また、計画区域南西側の棚畠沢は、土砂災害警戒区域に指定され、計画区域の一部も含まれている。  
土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれのある箇所の中から詳細な調査を行い、自治体が行う警戒避難体制の整備、避難情報の伝達等の協力をを行うソフト対策を中心である。なお、計画区域に土砂災害特別警戒区域の指定はない。
- ・この他、土砂災害対策を目的とする法律として急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、地すべり対策法等、これらは指定区域内の行為制限を行い、必要な施設整備を行うためのハード対策を中心であるが、計画区域には指定はない。

#### 【計画区域及びその周辺における地形及び土地の安定性に及ぼす影響について】

- ・新クリーンセンター建設に係る環境影響評価においては、工事中における土地造成、掘削に伴う地形へ及ぼす影響、ボーリングによる地質調査の結果より基盤地質である志賀溶結凝灰岩の基質が締まり、斜面崩壊が発生しにくい地質の基盤地質を覆う堆積物の層厚は2.2~5.2mと比較的薄いこと、地下水位も基盤地質中に位置すること、これまでの崩壊等の発生を示す地層が認められていないことから、切土に伴い大規模な崩壊が生じる可能性は小さいと予測される。  
また、工事中における土地造成、掘削に伴う土地の安定性に及ぼす影響については、造成断面の安定計算をしており、安全率は道路土工・切土工・斜面工・安定工指針(日本道路協会)に適合、盛土斜面は建築基準法に適合するアルメ壁工法により盛土最大斜面における安全率を確保、地山全体(補強領域の外側を通るすべり)も地盤改良率は宅地防災マニュアル(国土交通省)に適合すると予測している。
- ・工事にあたり、より詳細な造成計画が決定した段階で、再度安定計算を実施、補強土(テールアルメ)壁工法設計(木研究センター)に基づき適切に補強土壁を設計、小段及び山側に小段への浸食防止排水溝の設置、切土工事による排水路により仮排水路に接続させ、沈砂池に集水後、大型調整池に放流、湧水箇所切土法面の変状を予防し、水へ接続等、計画、設計時に配慮する。また、掘削工法の検討にあたり、土地の安定性に十分配慮する。
- ・供用時における地形改変等に伴う地形への影響については、横根沢及び棚畠沢に挟まれた山側斜面の集水面は小規模であり、ボーリングによる地質調査の結果より土石流堆積物が認められず、これまで土石流の到達履歴はないから、土石流が発生する可能性は小さいと予測している。  
また、施設存在に伴う土地の安定性に及ぼす影響については、盛土が必要となる箇所で支持層となる志賀溶結凝灰岩を打つことにより、計画施設の加重を支えることから、その影響は小さいと予測している。
- ・供用時において、計画区域の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることを踏まえ、指定区域外へ建物を配する場合は、自治体が行う警戒避難体制の整備にあたり警戒避難情報の伝達等の協力、建物等の支持を十分な支持力の確保のための建物基礎を施工する他、施設自ら防災計画・対策を行う。
- ・計画区域及びその周辺における地表踏査では、地すべりの誘因となる降雨量のデータを収集し、連続した降雨量を調査した結果、これまでの降雨量では計画区域において被災履歴がないため、安定であると考えられている。  
また、大量の降雨により、土砂災害警戒区域の棚畠沢における土砂災害の可能性が想定されるが、現在、土側の排水設備は十分に安全性を考慮し設置及び管理されているため、土砂災害は発生しにくいと考えられている。  
計画区域の雨水排水に係る計画、設計においては、計画区域へ流れ込む流域面積から流量の想定により、適切な大型調整池を経由し湯川へ放流するが、棚畠沢の排水設備を所管するスキー場関係者と連携を密にして防災に取り組む。
- ・このような状況を踏まえて、事業者として、工事中及び供用時において、常に災害に対する危機管理意識を持ち、適切な対応を実施する。

